

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年1月号 | No. 1/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

ウクライナ国家知的所有権庁（SIPSU）の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

2013年9月から10月に開催された第44回PCT同盟総会において、ウクライナ国家知的所有権庁（SIPSU）はPCTにおける国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定されました（*PCT Newsletter* 2013年10月号参照）。

2015年12月28日に、当該官庁は2016年2月5日から、ISA、IPEA及び補充調査機関（SISA）としての機能を開始することをWIPOに通知しました。

さらにSIPSUは、2016年2月5日より、ウクライナの国民及び居住者による受理官庁としてのSIPSU（又は国際事務局（IB））へ提出された国際出願のための管轄ISA及びIPEAとして、欧州特許庁及び連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）に加え当該官庁を特定しました。

ISA、SISA及びIPEAとしての当該官庁の詳細は、*PCT出願人の手引* の附属書D、SISA及びEに間もなく掲載されます。

国際出願の電子出願及び手続

ブルネイ・ダルサラーム及びインドネシア：ブルネイ知的所有権庁（BruIPO）及び知的所有権総局（インドネシア）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

ブルネイ知的所有権庁（BruIPO）及び知的所有権総局（インドネシア）は、受理官庁の資格において（RO/BN及びRO/ID）、2016年1月15日より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する各官庁の詳細を含む通知は、2016年1月14日付けの公示（*PCT公報*）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（*PCT出願人の手引* 附属書C（BN及びID）が更新されました。）

上述の官庁の受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は34¹になりました。

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BN, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IS, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/PH, RO/PL, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR 及び RO/ZA

知的所有権庁（フィリピン）によるPCT-SAFE出願の受理の終了

PCT Newsletter 2015年12月号において、2016年1月4日より知的所有権庁（フィリピン）が、受理官庁の資格において、ePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受理する旨お知らせしましたが、それに加え、当該官庁は当日よりPCT-SAFEを利用した国際出願の受理を終了することをIBに通知しました。

ePCT最新情報

ePCT システム（version3.2）が 2015 年 12 月 17 日にリリースされました。新機能に関して、以下に列挙します。

出願人のための ePCT

ePCT ポータルでの ePCT-Filing（ePCT 出願）機能には、以下の特徴があります。

- 新規の国際出願（IA）作成時に既定のアクセス権を設定
- 出願前の新規 IA のドラフトの写しを、複数の PDF ファイル及び XML データを含む ZIP ファイル、又は単一の PDF 文書形式にてダウンロード可能
- “新規国際出願として複製”機能で、書誌情報に加え全ての文書コンテンツの複製が可能
- 別個の手数料を異なる通貨で受理官庁へ支払う場合に、手数料ページにて、複数の通貨を表示可能

また今回、関連する国際出願が公開されている場合には、ePCT パブリックサービスにて“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請”の ePCT アクション機能の利用が可能となりました。

上記変更に関連するスクリーンショットや当該リリースに含まれる他の変更に関する情報を含む詳細は、下記のリンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

さらに、よくある質問（ePCT ポータルにリンクあり）がより使いやすくなりました。

受理官庁、指定官庁及び国際機関のための ePCT

官庁向けの ePCT（version 3.2）の新機能の詳細は、下記ウェブサイトをご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

スタートガイドを含む ePCT の詳細は、下記ウェブサイトをご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

ご不明な点は下記PCT eServicesヘルプデスク、又は次のリンク先の“contact us”からお問い合わせください：<http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=patentscope&area2=epct>

Eメール: epct@wipo.int
電話番号: (+41-22) 338 9523

PCT-SAFE更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2016年1月1日付け version 3.51.072.248）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

委任状の放棄

PCT 規則 90.4(d)及び 90.5(c)に基づく通知（ラトビア特許庁）

受理官庁としてのラトビア特許庁は、別個の委任状及び／又は包括委任状の写しを提出するよう規定する PCT 規則 90.4(b)及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局へ通知しました。

委任状の放棄に関する背景情報は、下記リンク先にて、*PCT Newsletter* 2004年1月号の2ページをご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_news_2004_1.pdf

（*PCT 出願人の手引* 附属書 C（LV）及び“PCT 規則 90.4(b)及び／又は 90.5(a)(ii) に基づく委任状の放棄を WIPO へ通知した官庁（又は機関）の一覧”を更新しました。）

特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

国立工業所有権機関（ブラジル）と米国特許商標庁

2016年1月11日に、国立工業所有権機関（ブラジル）（INPI）及び米国特許商標庁は、新しい特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての INPI によって作成された肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第 II 章）を得た PCT 出願に基づき、米国の国内段階で早期審査を利用することが可能です。ブラジルの国内段階でも早期審査を請求できますが、上述の PCT の成果物に基づいてそのような請求をすることはできず、その他いくつかの制限が適用されます。詳細は以下の INPI 及び USPTO のウェブサイトをそれぞれご覧ください。

<http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente/projeto-piloto-pph>（ポルトガル語）

<http://www.uspto.gov/patents-getting-started/international-protection/patent-prosecution-high-way/patent-prosecution-11>

世界貿易機関 (WTO)**カザフスタンの加盟**

2015年11月30日に、パリ条約及びPCTの締約国であるカザフスタン（国コード：KZ）が世界貿易機関（WTO）に加盟し、これによりWTO加盟国数は162となりました。下記リンク先のPCTとパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT規則4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又はパリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT最新情報

BN：ブルネイ・ダルサラーム（電子出願）
 CR：コスタリカ（手数料）
 DE：ドイツ（代理人に関する要件）
 FR：フランス（所在地及びあて名、Eメールアドレス）
 ID：インドネシア（電子出願）
 LV：ラトビア（手数料）
 MZ：モザンビーク（国際出願の写しの提出、代理人に関する要件）
 RU：ロシア連邦（国内段階移行期限）
 TR：トルコ（手数料）
 UA：ウクライナ（所在地、あて名）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（カナダ知的所有権庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、イスラエル特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（イスラエル特許庁）

米国特許商標庁：2015年12月22日から24日の休業

米国特許商標庁（USPTO）は2015年12月22日に、バージニア州アレクサンドリアにある本庁における大規模停電により設備が損傷し、それにより多くのUSPTOオンラインシステムやITシステムの停止を余儀なくされました。この緊急事態を踏まえ、USPTOは2015年12月22日から24日はそれぞれ、公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった日として考慮します。その結果、PCT規則80.5に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、土曜日、日曜日又は休日ではない次の就業日である2015年12月28日に満了となります。

詳細は、USPTOの下記ウェブサイトをご覧ください。

http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/shutdown_20151223.pdf

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“**OPT – Organization for Patents and Trademarks**”と“**WIPD – Registration of International Patents Intellectual Property Office**”からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様にも、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT関連資料の最新／更新情報

欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験（EQE）のための資料の準備を手助けするため、EQE の試験委員会の同意のもと、2015 年 12 月 31 日時点の *PCT 出願人の手引* の英語版と仏語版の国際段階と国内段階の 4 つの PDF ファイルが PCT ウェブサイトに掲載されました。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf>

英語以外の言語で利用可能な関連資料

下記の関連資料が以下の言語にて現在利用可能です。

- PCT 締約国のリスト（日本語、ポルトガル語及びスペイン語）

http://www.wipo.int/pct/ja/pct_contracting_states.html

http://www.wipo.int/pct/pt/pct_contracting_states.html

http://www.wipo.int/pct/es/pct_contracting_states.html

- 手数料ページ（アラビア語及び韓国語）

<http://www.wipo.int/pct/ar/fees/>

<http://www.wipo.int/pct/ko/fees/>

- 国際出願と国の安全に関する考慮事項（仏語、独語、日本語及びスペイン語）

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/nat_sec.html

http://www.wipo.int/pct/de/texts/nat_sec.html

http://www.wipo.int/pct/ja/texts/nat_sec.html

http://www.wipo.int/pct/es/texts/nat_sec.html

PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン（仏語）

2015 年 10 月 1 日付けで修正された PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの仏語版が、下記リンク先にてご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

PATENTSCOPE 検索システム

チュニジアの国内コレクション

チュニジアの国内特許コレクションが PATENTSCOPE 検索システムでご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

本コレクションには 3,500 件の書誌情報を含みます。これにより 41 の国又は広域官庁のデータが PATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。

パワーポイントのプレゼンテーション資料

2015 年 9 月から 12 月の間に、PATENTSCOPE 検索システムに関する下記のトピックスのウェビナーが行われました。

- 結果一覧と分析ツール（2015 年 9 月）
- PATENTSCOPE を利用した検索方法（2015 年 10 月）
- PATENTSCOPE における複雑な検索式（2015 年 11 月）
- 2015 年の進展（2015 年 12 月）

これらのウェビナーで使用したパワーポイント資料は次のリンク先から利用可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

PATENTSCOPE 検索システムに関するウェビナーは今後も行われます。PCT セミナーカレンダー末尾にある PCT ウェビナーのリストをご参照ください。

WIPO Pearl更新：新機能とデータベースの拡張

WIPOの専門用語ポータルであるWIPO Pearlは、以下のとおり、ユーザからのフィードバックを反映するよう役立つ新機能を取り入れ、専門用語データベースも拡張されました。

新機能：

- 言語検索した用語のイメージを検索できる“ピクチャー”アイコン
- 言語検索にて、主な検索結果から詳細を調べる前に、検索した用語に関連する全ての用語を一覧表示する“用語”リスト
- 各言語及び分野での該当数を素早く確認することが可能な言語検索画面の左手のフィルターに追加された統計情報
- サブフィールドで全ての概念を表示するように、言語検索から概念地図（コンセプトマップ）を開くボタン
- 言語検索から概念地図を確認する際、検索用語を見つけやすいように赤字で表示
- 文脈において用語に下線を引く機能を改善し、複数形、大文字、変化形等に適切に対応

これらの新機能の詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/news/2015/news_0004.html

専門用語データベースの拡張

WIPO Pearlの専門用語データベースは、5,000の新しい用語、300の新しい概念、そして1,000の新しい関連するコンセプトを追加しました。データベースにはWIPO-PCTの言語専門家（翻訳者や用語管理者）によって全て入力され検証された110,000以上の特許用語及び16,300の特許概念が収録されています。データベースで10,000以上の概念が他の概念と関係付けられ、これらの関連性は概念検索で参照可能です。

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2015年第6号）から以下の記事へのリンク先が、PCT ウェブサイトの“PCTに関する記事”ページへ追加されました。

IP 保護に関する ŠKODA の見解

チェコ共和国のŠKODA AUTOの知的財産課は、当企業における知的財産（IP）権の戦略的な重要性及びPCTを利用するメリットを語っています。

“当社事業の国際的な活動においては（中国、チェコ共和国、インド、カザフスタン、ロシア連邦、スロバキア及びウクライナに生産拠点をもち、100ヶ国以上へ輸出）、WIPOの特許協力条約（PCT）を最大限活用しています。PCTは世界中の我々の発明を保護するためのコスト効率の良い手段を提供するだけでなく、特定の特許出願を進めるか否かを決定する前に、必要に応じて市場テストする機会も与えてくれます”と述べています。

インドの“IP ecosystem 2.0”

Chaitanya Prasad氏（前インド特許意匠商標総局長）は、当該官庁が受理するIP出願数の増

加に対応するため“強固だがアクセスし易く、透明性のある電子サービス・デリバリー・プラットフォームの導入”という最近の成果について紹介しています。インド特許庁が 2013 年に PCT における国際調査機関及び国際予備審査機関 (ISA/IPEA) となって以来、インドの企業は“すでに利用可能な他の ISA に加えて、現地の高品質な IP サービスを利用することが可能となりました”と説明しています。また“当該官庁は、保有するデータベースに加え世界各国のデータベースを利用可能であり、IPO の審査官は非常に高品質な特許調査報告書を非常に低い料金で提供します”と語っています。

記事全文及び WIPO マガジン からの他の抜粋は、下記リンク先にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPO マガジン 2015 年第 6 号は、下記リンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2015/wipo_pub_121_2015_06.pdf

実務アドバイス

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を提出する際のベストプラクティス

Q: 3 ヶ月前に国際出願を提出した代理人です。当該出願の出願人は、最近引っ越しました。公開される PCT 出願の書誌情報に新しい住所を記載するための最善の方法を教えてください。

A: 住所変更は、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請（以降、規則 92 の 2 に基づく請求）により通知される必要があります。規則 92 の 2 に基づく請求を受理官庁へ送付することもできますが、受理官庁は記録のために国際事務局 (IB) へ転送することしかしませんので、最善の方法とはいえません。当該方法は余分な手続きが加わるだけでなく、受理官庁が規則 92 の 2 に基づく請求を IB へ転送するのに数日、若しくは数週間かかるかもしれません。なお、当該請求は優先日から 30 ヶ月の期間の満了前に IB が受理する必要があります (PCT 規則 92 の 2.1(b))。そのため当該請求は直接 IB へ提出することをお勧めいたします。

公開される国際出願に新しい住所を記載するためには、請求は遅くとも公開の技術的準備が完了 (公開日の 15 日前) する前日の真夜中までに IB が受理する必要があります。当該請求に問題がある場合もあり、前記期限よりも十分余裕をもって提出することをお勧めします。IB は変更が行われた旨を出願人 (又は代理人) に連絡し (様式 PCT/IB/306 を使用)、その写しを関連する受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関、国際予備審査機関及び指定 (選択) 官庁へ送付します。

なお、公開の技術的準備の完了の期限が過ぎてしまったとしても、規則 92 の 2 に基づく請求は IB により手続きが行われます (優先日から 30 ヶ月の期間の満了前に IB により受理された場合)。その場合、出願は再公開されませんが、PATENTSCOPE 上で関連する国際出願の“書誌情報”タブにて出願人の住所は更新され、第三者に閲覧可能となります。30 ヶ月の期限後に IB に届いた規則 92 の 2 に基づく請求は、IB によって記録されず、出願人が各指定 (又は選択) 官庁へ変更を通知しなければなりません。

以下は IB に対し規則 92 の 2 に基づく請求をするための様々な方法を紹介しており、ベストプラクティスから始まり、最後はあまりお勧めではない方法で終わります。

ePCT プライベートサービスにおける ePCT アクション機能

規則 92 の 2 に基づく請求の最善の方法は、ePCT プライベートサービスのアクション機能を利用することです。当該機能では、規則 92 の 2 に基づく請求のために作成された簡単なオンライン・ウェブフォームに記入することができ、文書作成の手間を省きます。当該機能の利用には、ePCT で特定の PCT 出願へアクセス可能である必要があります。

オンラインで規則 92 の 2 に基づく請求を提出する際には、以下の手順で行います。

- 国際出願を開き、“アクション” タブを選択
- アクションのリストから“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請”を選択し、“OK”をクリック
- 変更する対象の当事者を選択し、“既存の当事者情報を編集/置き換え”をクリック
- 出願人の住所を修正するためウェブフォームに記入
- “確定”をクリック
- 規則 92 の 2 に基づく請求に署名
- 手続のため IB へ当該請求を送付するため“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を送信”をクリック

“ePCT アクション: 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請”というタイトルの文書が手続のため IB へ転送されます。機密保持上の理由により、IB おける規則 92 の 2 に基づく変更請求の手続きが未処理の間は、国際出願の全てのコンテンツへのアクセスが停止されますが、国際公開のコンテンツの“ファイル一覧”から当該文書を確認することが可能です。

ePCT プライベートサービスの ePCT アクション機能は、その他の規則 92 の 2 に基づく変更の提出方法より、より迅速で正確で効率的に処理されます。IB へ直接オンラインで規則 92 の 2 に基づく請求を送付するのにかかる時間の節約に加え、ePCT アクション機能を利用するメリットは、提供されるウェブフォームを使用することで、変更箇所を直接特定するため、IB による変更の読み間違いや、ミスタイプを排除できます。さらに、当該アクションは特定の国際出願のファイルに対して直接行われるため、当該情報が間違った出願ファイルに適用されることがありません。ePCT プライベートサービスの規則 92 の 2 に基づくアクション機能の利用方法に関する詳細は、下記のリンク先にて、“出願人及び第三者のための ePCT ユーザガイド”の 124 から 130 ページをご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

ePCT パブリックサービスにおける ePCT アクション機能

ePCT パブリックサービスの ePCT アクション機能もありますが、パブリックサービスにおける規則 92 の 2 に基づく請求のアクション機能は国際出願が公開された後にのみ利用可能なサービスですので、国際公開前に規則 92 の 2 に基づく請求を提出する場合には利用できません。

ePCT パブリックサービスにおけるドキュメントアップロード

まだ国際出願が公開されておらず、また ePCT プライベートサービスの関連アクション機能を利用する立場にない場合（例えば、出願にアクセスできないが、早急に規則 92 の 2 に基づく請求を提出する必要がある場合）、ePCT パブリックサービスを介して書簡を提出することをお勧めします。ePCT パブリックサービスを利用するためには WIPO アカウントを作成（迅速で

簡単な手続) する必要がありますが、電子証明書による認証は必要ありません。規則 92 の 2 に基づく請求を含む書簡は PDF 形式へ変換し、関連する国際出願へアップロードする必要があります。

当該方法は郵便での送付より早いうえ、ファックスでの送付において問題となり得る文書が IB へ届かなかつたり、全てのページが IB へ届かなかつたりすることもあります。さらに、当該文書は国際出願のファイルに直接挿入されるため、手動での操作が不要なので確実です。なお、IB おける手続きが未処理の間は、機密保持上の理由により、ePCT プライベートサービスの規則 92 の 2 に基づく請求のアクション機能のようなオンラインアクセスは自動的に停止される旨、ご留意下さい。ドキュメントアップロードに関する詳細は、以下のリンク先にて、ePCT ポータルの“サポート情報”から利用可能な ePCT ドキュメントアップロード(STEP-BY-STEP ガイド) をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

FAX

規則 92 の 2 に基づく請求は IB へファックスで送付することも可能です。郵送より望ましい方法ですが、上述のように未送付や不完全な送付のリスクがあり、あまりお勧めできません。またファックスの不具合により、例えば出願人の住所などの情報に誤記が生じる場合があります。

郵送

規則 92 の 2 に基づく請求の郵送は、当該請求を早急に提出しなければならない場合、適用される期限に間に合わない、又は郵便での亡失のリスクがあるため、お勧めできません。

なお、IB は E メールによる規則 92 の 2 に基づく請求は受理しない旨、ご留意下さい。

規則 92 の 2 に基づく請求の提出に関する詳細は *PCT 出願人の手引* 国際段階の概要の paragraph 11.018 から 11.022 をご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年2月号 | No. 2/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際機関会合

第23回 PCT 国際機関会合が2016年1月20日から22日までサンティアゴ（チリ）で開催されました。議長による要約と作業文書は下記のWIPOウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=38445

本会合では、PCT 最小限資料に関する2つの作業文書について議論しました。本会合は国内特許コレクションの資料拡張をさらに議論するために、PCT 最小限資料のタスクフォースの再稼働を歓迎し、特許出願を検索する際に利用可能な保有する全てのデータベースの一覧を提供するよう国際機関に求めるカナダ知的所有権庁の提案を考慮するよう、タスクフォースに要請しました（PCT/MIA/23/5）。本会合はまた PCT 最小限資料への伝統的知識データベースを含むデータベースの追加に関する議論を再開するようタスクフォースに要請しました。本件に関し、本会合は、インドの伝統的知識の電子図書館を PCT 最小限資料へ追加する提案（各機関による当該電子図書館へのアクセスを規制する提案された条件の修正を含む）を検討するために、インド特許庁に対してタスクフォースへ詳細な作業文書を提出するよう要請しました（PCT/MIA/23/10）。

日本国特許庁（JPO）は、官庁間で行われている PCT 国際段階と国内段階の連携強化のための可能性のあるさらなる取組みに関する議論について報告しました（PCT/MIA/23/8）。本会合は、手段の集約と各機関から広い支持を得た項目の推進を目的として、JPO に対し官庁からの意見を考慮し国際事務局（IB）と協力して進めるよう要請しました。

欧州特許庁（EPO）は、2014年11月1日から開始している PCT Direct サービス（EPO によりすでに調査された先の出願に基づいて優先権を主張する国際出願において、出願人が先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して非公式コメントを国際調査機関（ISA）としての EPO に提出することができるサービス）の最新情報を提供しました（PCT/MIA/23/13）。

各機関は、出願人、受理官庁、国際機関及び第三者が利用するために IB が提供する様々な電子サービスに満足している旨を表明しました（PCT/MIA/23/6）。特に eSearchCopy プロジェクト（調査用写しを IB から電子的に受理）に参加した機関は、その結果に非常に満足しており、今後より多くの受理官庁の参加を期待している旨言及しました。受理官庁として ePCT-Filing（ePCT 出願）を提供している機関は、ePCT-Filing がしばしば出願の大半を占めることがあり、ePCT の当該機能に非常に満足している旨を表明しました。今後の取組みとして、幾つかの機関は以下の機能を ePCT に追加する可能性に関心を示しました。

- 集中型手数料支払いの仕組み
- XML 形式の国際調査報告及び見解書の利用可能性
- 後に提出された文書の受入れ
- 早期国内段階移行された指定官庁が国際公開前に国際出願にアクセス可能とすること

官庁の情報へのアクセス及び／又は情報を提供する WIPO CASE プラットフォームに参加した機関は、当プラットフォームを強く支持し、他の機関にも参加するよう推奨しました。国内及び国際出願に関する調査及び審査情報へのアクセスを提供し、官庁間のワークシェアリングを促進するためのグローバルなプラットフォームとしての可能性を留意しました。ある機関は WIPO CASE は、WIPO の ICE（審査に関する国際協力）サービスに関連する文書の安全な送付に利用されるよう提案しました(PCT/MIA/23/2)。

他の議題は以下のとおりです：

- 補充国際調査制度の変更の可能性 (PCT/MIA/23/4)
- 2017 年の国際機関の再任命 (PCT/MIA/23/9)
- 新しい配列表の標準 (PCT/MIA/23/7)
- WIPO 標準 ST.14 の改訂 (PCT/MIA/23/11)
- 今後 3 年間にわたり実施する協働調査及び審査の試行プロジェクトの第 3 フェーズ (PCT/MIA/23/12)
- 受理官庁から ISA への先行調査及び／又は分類結果の送付に関する要件の明確化 (PCT/MIA/23/3)

本会合では、品質サブグループ会合の議長による要約をテークノートし (PCT/MIA/23/14 の附属書 II)、以下のさらなる作業の勧告を承認しました。

- 新しい国際機関の任命手続きを強化する二つの提案、つまり国際調査及び予備審査ガイドラインの 21 章に基づく品質管理制度の要件の強化、及び国際調査機関／国際予備審査機関としての官庁任命のための標準申請様式の導入のさらなる発展
- 利用可能性、表現、メトリクスの範囲及び対象者を考慮に入れた、関係機関及びユーザに対して有益な情報提供が可能な PCT メトリクスの枠組みのさらなる発展
- ユーザからの意見の取りまとめ及び品質保証に基づいたメトリクスの手法に関する経験の共有の続行
- 来年の品質サブグループ会合での議論のため各機関の品質管理制度のさらなるテーマに関する経験の共有
- 品質ポリシー、ガイドライン、品質のサンプルチェック手法及びチェック率、品質保証プロセスにおけるチェックリストに関する情報交換に関心のある機関への最終案内
- 国際調査及び予備審査報告の第 V 欄及び第 VIII 欄に関する標準化項目を実施している機関による情報と経験の共有の続行
- 指定官庁としてのある機関から国際機関としての他の機関へ国際調査報告及び見解書に関するフィードバックを提供する 2 つの機関による試行研究の継続とさらなる発展
- PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインにおける発明の単一性の複雑なケース及びそれらの分類に関する説明と事例を改善するためのさらなる議論

国際出願の電子出願及び手続

ポルトガル：国立工業所有権機関（ポルトガル）による ePCT-Filing（ePCT 出願）の受理

受理官庁としての国立工業所有権機関（ポルトガル）（RO/PT）は、PCT-SAFE 及び EPO オンライン出願に加え、2016 年 2 月 1 日から ePCT ポータルの ePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。なお、その日以降、記録媒体による電子形式での国際出願を受理しません。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/PT の詳細は 2016 年 1 月 28 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT 出願人の手引 附属書 C (PT) が更新されました。

キューバ：キューバ工業所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

受理官庁としてのキューバ工業所有権庁 (RO/CU) は、2016年2月1日より、ePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用した電子形式での国際出願の受理することをIBに通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/CUの詳細を含む通知は、2016年1月28日付けの公示 (PCT公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT出願人の手引 附属書C (CU) が更新されました。

適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されています。上述の官庁の受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は36¹になりました。

デンマーク：デンマーク特許商標庁によるPCT-SAFE出願の受理の終了

PCT Newsletter 2015年9月号において、2015年9月1日よりデンマーク特許商標庁が、受理官庁の資格において、ePCTポータルのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受理する旨お知らせしましたが、それに加え、当該官庁は2015年12月1日よりPCT-SAFEを利用した国際出願の受理を終了することをIBに通知しました。

PCT 最新情報

AU：オーストラリア（国内段階移行の特別な要件）

BW：ボツワナ（官庁の名称、所在地、Eメール及びインターネットアドレス、手数料）

CO：コロンビア（手数料）

CU：キューバ（電子出願、手数料）

DK：デンマーク（インターネットアドレス）

EA：ユーラシア特許機構（手数料）

EP：欧州特許庁（電話番号、Eメールアドレス）

HU：ハンガリー（所在地、あて名）

IB：国際事務局（手数料の支払方法）

ID：インドネシア（所在地及びあて名、電話とFAX番号、Eメールアドレス、管轄国際調査及び予備審査機関）

JP：日本（管轄国際調査及び予備審査機関）

日本国特許庁は2016年4月1日より、受理官庁としての日本国特許庁（又はIB）に対し日本の国民及び居住者により英語で提出された国際出願のための管轄国際調査及び予備審査機関

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BN, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IS, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR, RO/ZA

として、欧州特許庁及び日本国特許庁に加え、シンガポール知的所有権庁を指定しました。

(PCT出願人の手引 附属書C (JP) が更新されました。)

KR：大韓民国（国の安全に関する規定）

PT：ポルトガル（電子出願）

TT：トリニダード・トバゴ（官庁の名称）

UA：ウクライナ（手数料、国際調査機関、補充国際調査機関及び国際予備審査機関としての官庁の要件に関する情報）

ZA：南アフリカ（手数料）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（ブラジル）、ウクライナ国家知的所有権庁（SIPSU）、米国特許商標庁）

2016年4月1日より、日本国特許庁は英語での国際出願の調査手数料及び追加調査手数料に対し異なる料金設定を行います。日本円での新しい料金は以下に示され、スイスフラン及びユーロでの換算額は手数料表I(b)に表示されています。韓国ウォン、シンガポールドル及び米国ドルの換算額はまもなく設定されます。

調査手数料（英語出願）：.....156,000 円
追加調査手数料（英語出願）：.....126,000 円

また同日より、英語出願の調査手数料の払戻しの条件を満たす場合（PCT出願人の手引 附属書D (JP) に記載）、払戻し額は62,000円となります。なお、支払い額及び払戻し額は、日本語出願に関して実施される調査については変更がない旨ご留意下さい。

(PCT出願人の手引 附属書D (JP) が更新されました。)

補充調査手数料（ウクライナ国家知的所有権庁（SIPSU））

予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（日本国特許庁、ウクライナ国家知的所有権庁（SIPSU））

2016年4月1日より、日本国特許庁は英語で実施される国際予備審査に対し異なる料金設定をします。予備審査手数料及び追加の予備審査手数料の新しい料金は下記の通りです。

予備審査手数料（英語出願）：.....58,000 円
追加の予備審査手数料（英語出願）：.....34,000 円

日本語出願に対して実施される国際予備審査に関する支払い額に変更がない旨ご留意下さい。

(PCT出願人の手引 附属書E (JP) が更新されました。)

米国特許商標庁：2016年1月25日及び26日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁（USPTO）は、2016年1月25日及び26日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。その結果、PCT規則80.5に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、次の就業日である2016年1月27日に満了となります。

詳細は、USPTOの下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.uspto.gov/learning-and-resources/operating-status>

PCT 関連資料の最新／更新情報

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局とウクライナ国家知的所有権庁との間の PCT に基づく国際調査及び国際予備審査機関としての機能に関する取決めが 2016 年 2 月 5 日に発効され、英語及び仏語の PDF 形式で公表されました。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ua.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ua.pdf

英語以外の言語で利用可能な関連資料

下記の関連資料が以下の言語にて現在利用可能です。

- PCT 締約国のリスト (アラビア語、韓国語)
http://www.wipo.int/pct/ar/pct_contracting_states.html
http://www.wipo.int/pct/ko/pct_contracting_states.html
- 国際出願と国の安全に関する考慮事項 (中国語及び韓国語)
http://www.wipo.int/pct/zh/texts/nat_sec.html
http://www.wipo.int/pct/ko/texts/nat_sec.html
- PCT ケーススタディ (仏語及びスペイン語)
http://www.wipo.int/pct/fr/inventions/case_studies.html
http://www.wipo.int/pct/es/inventions/case_studies.html

実務アドバイス

PCT 締約国の国民ではない単独の出願人が、PCT 締約国の居住者ではなくなる場合

Q: PCT 締約国の国民ではない単独の出願人の代理人です。当出願人は国際出願の提出時、及び現在もまだ当方が代理手続きを行っている PCT 締約国の居住者で、国際出願は当該国の受理官庁へ提出しました。しかし、当出願人は現在、国民である国へ引っ越す予定です。当出願人が PCT 締約国ではない国の居住者になる場合、何か影響はありますか？

A: PCT 第 9 条によると、出願人 (又は二人以上の出願人がいる場合 (PCT 規則 18.3)) は、出願人のうち少なくとも一人は PCT 締約国の国民又は居住者でなければならない、出願人の住所及び国籍は出願時に国際出願に記載する必要があります (PCT 規則 4.5(a)(iii))。

しかしながら、PCT 第 9 条に基づく要件は国際出願の提出時にのみ満たす必要があります。例えば、出願人の住所 (又は国籍) の出願後の変更、つまり本ケースのように、PCT 締約国の国民ではない出願人が、PCT 締約国から非 PCT 締約国へ引っ越す場合、国際出願そのものの有効性に影響を与えません。同様に、PCT 出願が他者へ譲渡される場合、出願人の名義変更が記録されるため、新しい出願人が PCT 締約国の居住者又は国民である必要はありません — PCT は国際

出願が誰に譲渡され得るかに関する制限は規定していません。

しかしながら、出願人が第 II 章に基づく国際予備審査の請求を提出する予定がある場合には、PCT 第 31 条(2)(a)において、当該国際予備審査請求は出願人のうち少なくとも一人が第 II 章に拘束される PCT 締約国の居住者又は国民である必要がある旨規定していますのでご注意ください。そのため、国際予備審査請求を提出する際に当該出願人の住所が必要な条件を満たすよう、当該出願人が引っ越す前で、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の住所の変更の記録が要請される前に、当該国際予備審査請求を提出する必要があります。当該請求の提出後の住所の変更は当該請求の有効性に影響を与えません。

代理人として国際出願を提出した受理官庁に対し手続きを行う権利があるのであれば、出願人が代理人と同じ国の居住者でなくなった場合であっても、国際段階を通して受理官庁及び国際機関に対して当該出願人を代理する権利を有しますのでご安心下さい。

なお、出願人の如何なる変更（あて名、住所、国籍など）も PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請の受理をもって、国際事務局により記録されます。公開される国際出願の書誌情報は出願人の新しいあて名と同様に新しい住所が表示されますが（変更の記録の要請が公開の技術的準備が完了する前に受理されることが前提）、第三者は PATENTSCOPE にて、元の住所やあて名が記載された出願当初の願書様式を閲覧することが可能です。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請の提出に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2016 年 1 月号の“実務アドバイス”及び *PCT 出願人の手引* パラグラフ 11.018 から 11.022 をご参照下さい。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年3月号 | No. 3/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2015年のPCT出願

2015年に出願されたPCT出願件数は約218,000件¹と、PCTの利用は伸び続け、2014年比で1.7%の増加となりました。

これまで過去38年間と同様、米国に拠点を置く出願人が2015年のPCT出願においても最多件数を出願しましたが、2015年の出願件数は6.7%のマイナスの成長率でした。これは米国発明法（PCT Newsletter 2012年7-8月号 最初のページ参照）の発効による米国特許制度の変更に起因した2014年の並外れて多い出願件数に関連するものと思われます。中国に拠点を置く出願人による出願件数の大幅な増加は16.8%の成長率で、2015年の全体の増加において大きな割合を占めました。大韓民国も11.5%増と2桁の伸びを示しました。

2015年のPCT出願上位10ヶ国は、2014年と同様に、アメリカ合衆国（全出願の26.3%）、日本（同20.3%）そして中国（同13.7%）が引き続き上位3ヶ国を占めました。日本、中国、大韓民国のアジア3ヶ国からの出願は全PCT出願の40.7%を占め、欧州特許条約の加盟国からの出願は合計で27%を占めました。上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び、全出願に対する各国の割合は、以下の通りです。

1.	アメリカ合衆国	57,385	26.3%
2.	日本	44,235	20.3%
3.	中国	29,846	13.7%
4.	ドイツ	18,072	8.3%
5.	大韓民国	14,626	6.7%
6.	フランス	8,476	3.9%
7.	英国	5,313	2.4%
8.	オランダ	4,357	2.0%
9.	スイス	4,280	2.0%
10.	スウェーデン	3,858	1.8%

他国の出願件数、及び2014年の出願との比較に関する情報は、下記のリンク先にてWIPOプレスリリースPR/2016/788のAnnex 1をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0002.html

上位3出願人は2014年と同様で、第1位はHuawei Technologies Co., Ltd (CN)で2015年に公開されたPCT出願が3,898件、第2位はQualcomm Incorporated (US)で2,442件、続いて

¹ この合計と下記の数値は速報値ですのでご注意ください。国際事務局では2015年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理していないため、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2,155 件の ZTE Corporation (CN) となりました。

上位 10 出願人と 2015 年に公開された PCT 出願件数を以下に示します。

1.	Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	3,898
2.	Qualcomm Incorporated (US)	2,442
3.	ZTE Corporation (CN)	2,155
4.	Samsung Electronics Co., Ltd (KR)	1,683
5.	三菱電機株式会社 (JP)	1,593
6.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,481
7.	LG Electronics Inc. (KR)	1,457
8.	ソニー株式会社 (JP)	1,381
9.	Koninklijke Philips Electronics NV (NL)	1,378
10.	Hewlett-Packard Development Company, L.P. (US)	1,310

上位 50 出願人の一覧はプレスリリースで公表されています (Annex 2)。上位 10 の教育機関の内訳は、8 機関が米国、1 機関が中国、1 機関がと日本となりました。詳細はプレスリリース (Annex 3) でご覧いただけます。

PCT 出願の技術分野に関しては 2014 年の傾向に続き、コンピュータ技術が 16,385 件公開され全体の 8.2%を占め最も多く、次にデジタルコミュニケーション (16,047 件)、そして電子機械、装置、エネルギー (14,612 件) 及び医療技術 (12,633 件) となっています。公開された国際出願の技術分野に関する詳細はプレスリリース (Annex 4) を参照ください。

2015 年の最終的な数値の公表は (PCT 年次報告の形式にて)、本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

PCT 最新情報

AT : オーストリア (代理人に関する要件)

BE : ベルギー (所在地及びあて名)

CA : カナダ (E メールアドレス)

CN : 中国 (電話とファックス番号、E メールアドレス)

EP : 欧州特許庁 (手数料)

FI : フィンランド (国際公開後の仮保護)

HU : ハンガリー (国内段階移行の特別な要件、代理人に関する要件)

JP : 日本 (手数料)

日本国特許庁は、2016 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願に関して受理官庁としての当該官庁に支払う以下の手数料を通知しました。

先の調査結果及び他の文献の写しの送付手数料 : 1,700 円

指定官庁としての当該官庁に支払う以下の国内手数料が 2016 年 4 月 1 日以降変更されます。

出願手数料 (特許) : 14,000 円

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) と国内段階の概要 (JP) が更新されました。)

LV：ラトビア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
MD：モルドバ共和国（手数料）
ME：モンテネグロ（所在地及びあて名、電話とファックス番号、Eメールとインターネットアドレス、管轄受理官庁）
RU：ロシア連邦（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
SE：スウェーデン（手数料）
TR：トルコ（国の安全に関する規定）
US：米国（管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（欧州特許庁、日本国特許庁、シンガポール知的所有権庁）

補充調査手数料（欧州特許庁）

予備審査手数料（欧州特許庁）

PCT ディスタンスラーニングコース

コース修了証書の発行

PCT のディスタンスラーニング基礎コース – “DL101 PCT ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門” の修了時にコース修了証書が自動的に発行されます。本コースは PCT 制度の紹介と一般概要を提供し、PCT の全 10 言語で随時更新されています。本コースは理解度と進捗を計るテストがある自主学習形式となっています。無料の本コースを受講希望の方は、WIPO アカデミーの下記ウェブページにて登録可能です。

<http://welc.wipo.int>

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT Newsletter 2015 の索引

2015 年の PCT Newsletter の索引（項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意）は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2015/pct_news_2015_14.pdf

PCT 法律文書索引

条約、規則、実施細則、様式や様々な PCT ガイドラインへの参照を提供する、PCT 法律文書索引が、2015 年 7 月 1 日に発効した法律文書への参照を含み更新され、以下のリンク先にて英語で閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf

PCT ウェビナーのアーカイブ

PCT ウェビナーの過去の収録とパワーポイント資料が下記リンク先にて参照可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

下記の最新のウェビナーのアーカイブがご利用可能です。

- ePCT-Filing (ePCT出願) (2016年3月10日)
- 特許協力条約 (PCT) 入門 (2016年2月25日)
- 特許協力条約 (PCT) の概要 (2016年2月11日)
- PCT 最新情報 (2015年11月12日)

また ePCT アクション機能 (2016年3月17日開催) のウェビナーのアーカイブはまもなく掲載されます。さらに 2015年 PCT 最新情報に関するウェビナーの収録とパワーポイントプレゼンテーションは、上述のウェブページ右手にある “Webinars in other Languages (他の言語でのウェビナー)” の関連リンクをクリックすると、アラビア語、中国語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語でご利用いただけます。仏語版はまもなく掲載されます。

品質レポート

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.26 及び 21.27 に従って、国際調査及び予備審査機関は国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成します。新たに選定されたヴィシエグレード特許機構 (VPI) の最初の報告書を含む、2015年の報告書は次のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

英語以外の言語で閲覧可能な関連資料

国際出願及び国の安全に関する考慮事項の情報が、アラビア語とポルトガル語で以下のリンク先にてそれぞれ閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/ar/texts/nat_sec.html

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/nat_sec.html

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“IIP – International Intellectual Property Office” 及び “IPTI – International Patents & Trademark Index” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38
 FAX 番号： +41 22 338 83 39
 電子メール： pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受付政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCTに関する記事

WIPO マガジン（2016 年第 1 号）から以下の記事へのリンク先が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事” ページへ追加されました。

エネルギー貧困問題に取り組む Nokero

元 US 特許代理人である Steve Katsaros 氏と Nokero 社（“灯油なし”を意味する）の彼のチームは、低コストで、環境に優しい太陽光発電による照明を開発し、その照明をいまだに電気がなく生活し、多くの家で高くて品質が悪く、汚染源となる灯油を用いた照明に頼っている世界の 13 億人の一部の人々へ提供することで、エネルギー貧困問題に取り組んでいます。彼は当分野における知的財産権の役割を語り、特許保護に関して説明しています：“多くの異なる国の市場で活動しているため、WIPO の特許協力条約（PCT）を利用しています。それぞれの立ち上げには資金が限られているので、PCT は特許出願費用を先延ばしでき、市場を試し、予期せぬ技術的な問題を解決するための時間を稼ぐことができる大変重要な制度です。PCT がなければ、国際市場における発明の保護は多額の初期費用がかかり、リスクの高い戦略になるでしょう。”

これまで、Nokero 社は 120 ヶ国にわたり 140 万台以上の照明器具を提供しました。開発課題への取り組みが評価され、Nokero 社は米国特許商標庁が実施する 2013 年度“人道支援のための特許”コンテストにおいて受賞しました。

特許資産管理における 5 つの助言

Thompson Coburn 法律事務所（米国）の共同経営者である Jason M.Schwent 氏は、特許資産管理における 5 つの助言を紹介しています。最初の助言は、特許取得の優先順位を決めることと特許資産を最大限に高めることで、次のように述べています。“特許資産を最大限に高めることは特許を取得する技術にかかる費用に関して経営陣に情報を提供することでもあります。国際的に特許を保護するコスト効率の良い手段を提供する特許協力条約（PCT）のような制度もありますが、特許取得は安くはありません。特許取得にかかる費用は企業における投資として考慮される必要があり、費用は削減されるべきではありません。”

記事全文及び WIPO マガジン からの他の抜粋は、下記リンク先にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPO マガジン 2016 年第 1 号は、下記リンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2015/wipo_pub_121_2015_06.pdf

実務アドバイス

PCT 規則に規定された様式上の要件がどの程度満たされるべきか、またそのような要件が満たされているかどうか点検する方法における不一致の可能性

Q: 当方のクライアントは異なる 3 つの受理官庁へ出願する選択肢があり、これまで代理人として各受理官庁へ PCT 出願を提出しました。望ましい実務ではないとわかっていますが、優先権の期限である 12 ヶ月に間に合わせるために、時には急遽出願を提出しなければならないこともあります。PCT 規則 11 に基づく様式上の要件の幾つかがおそらく十分に満たされていない場合があることも分かっていますが、国際出願日に影響することなくその後欠陥の補充が可能なことも承知しています。しかしながら、各官庁が様式上の欠陥の補充を求める程度に時々一貫性がない事に気付きました。ある出願に指摘を受けると思われる欠陥があると認識している場合でも、当欠陥の補充が求められないこともある一方で、他の出願の同様の欠陥に対して補充が求められることもあります。PCT 出願の様式上の要件の点検の方法においてなぜそのような不一致があるのでしょうか。

A: 受理官庁は、PCT 第 14 条(1)(a)(v)に従い、国際出願が PCT 規則 11 に規定された様式上の要件に関する何らかの欠陥が含まれているかどうかを点検し、受理官庁がそのような欠陥を発見した場合には、当該官庁は出願人に対し補充命令により所定の期間内に国際出願の補充をすよう求めます。

PCT の様式上の要件が国際段階において要件が満たされていれば、当該国際出願が国内段階に移行する際、通常は様式上の要件のいかなる補充も必要なく受理されます (PCT 第 27 条(1)による: “国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない”)。

しかしながら、PCT 規則 11 は PCT 出願に関する多くの様式上の要件を列挙していますが、PCT においてこれらの規則がどこまで厳しく適用されるべきか実際には“限度”があります。PCT 規則 26.3 は “受理官庁は、国際出願が国際公開の言語で行われた場合には、次のことを行う。(i) 国際出願について、第十一規則に定める様式上の要件が、**国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかいないかのみを点検すること。**…”と規定し、また PCT 規則 26.3 の 2 も同様に “受理官庁は、第十一規則に定める様式上の要件が、26.3 の規定によって必要とされる程度にまで満たされている場合には、同規則の規定に基づく欠陥の補充をするよう第十四条(1)(b)に規定する求めを発出することを要しない”と規定します。それ故、方式審査官はこの基準と PCT 規則 11 に規定された要件のバランスをとる役割を担いますが、時には容易ではなく、欠陥の扱い (又は扱わない) に不一致が生じる場合があります。

実務や PCT 規則、PCT に基づく実施細則及び PCT 受理官庁ガイドラインに規定されている基準適用の均一性は課題です。PCT 受理官庁として行動する 100 以上の国内及び広域特許庁と国際事務所 (IB) において、それらの官庁の方式審査官の経験値は大きく異なり、また高い離職率により蓄積されない場合もあり、PCT において全ての官庁が同じように出願を扱うようにすることは今まさに直面している課題です。しかし IB の方式審査官は、そのような問題への対応がより均一に実施され、受理官庁の方式審査官が最初に気付かなかった問題を発見し、そして

迅速な補充を確実にするための“第2の目”の役割を果たすことになっています。IBのこの再確認はPCT規則28.1に基づき規定され、IBの見解において、あるPCT出願がPCT第14条(1)(a)(i)、(ii)又は(v)に規定される欠陥の何れかを含む場合は、受理官庁に対し様式PCT/IB/313(“国際出願の欠陥に関する通知”)を送付し、それらの欠陥を指摘するでしょう。

もしPCTの方式上の規定がより厳密に適用されれば、出願人側の当該規則への適合性の強化につながることはたしかです。一方、多くのPCT出願がPCT第14条(1)(b)に基づき取下げと見なされることとなりますので、PCTはそのような状況は避けようとしています。PCT受理官庁ガイドラインは実際に次のように規定しています(パラグラフ159): “何れの場合においても、規則26.3の観点から、受理官庁は、通常、規則11に基づく様式上の要件を満たしていないからといって国際出願が取り下げられたと宣言すべきではない。それらの要件を満たしていない極端な場合にのみ受理官庁はそのような宣言をすべきである。” PCT規則11に規定された様式上の要件の適用を和らげる上記“国際公開が適度に均一なものである”という基準は、実際にはIBのみがPCT出願の公開を行うため、PCT受理官庁にとって適用することは明らかに難しいことです。出願人にとっては、PCT規則11の要件を満たすことは彼らに免責を提供することになっています。要件の全てが厳密に適用されていなくても、要件を満たしている場合には、補充を求められるべきではありません。

現行のPCT制度は、全ての要件が厳密に実行されるほど満足のいくものではなく、その非効率性は確かにより広い基準をもたらしていますが、これがPCT制度の現状であり、PCT全加盟国においてPCT制度を利用する出願人の多様性と同様に、PCTの全官庁の多様性を考慮しながら、均一性と妥当性とのバランスを試みた結果です。

なお、受理官庁が出願における特定の様式上の欠陥の補充を求めない場合でも、補充したい“欠陥”がある場合には、出願人自身の意思で当該受理官庁にその補充を含む差替え用紙を送付することも可能ですのでご注意ください(PCT受理官庁ガイドラインのパラグラフ209参照)。その際、添付する書簡において、“欠陥のある”用紙と当該差替え用紙との相違について明確に注意喚起し、“欠陥のある”用紙を当該差替え用紙に差し替えることを受理官庁に請求してください(PCT規則26.4参照)。IBへ転送された後にIBにて国際公開の技術的準備が完了する前に手続きができるよう十分な時間確保のため、そのような要請はできる限り早く受理官庁へ送付することをお勧めします。万一のために、受理官庁に対し当該用紙がIBへ迅速に提出されたかどうか確認するよう念を押すことも可能です。

以下の情報の一覧

PCTセミナーカレンダー、PCTウェビナー、PCT手数料表、PCT締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2016年4月号 | No. 4/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

イラン・イスラム共和国による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

工業所有権センター（イラン・イスラム共和国）は、受理官庁の資格において、2016年4月26日より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局に通知しました。当該官庁はePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能を利用した国際出願を受入れます。

適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されています。電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細を含む通知は、まもなく以下のリンク先の公示（PCT公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

当該官庁の受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は37¹になりました。
（PCT出願人の手引 附属書C（IR）が更新されました。）

PCT顧客満足度調査

国際事務局（IB）が直接提供するPCTサービスへの満足度、2008/09年に実施された初の調査（2009年PCT満足度調査）結果との対比、WIPO以外の官庁や機関が提供するPCT関連サービスへの満足度を調査する目的で、2015年に第2回PCT顧客満足度調査が実施されました。

本調査は9言語で行われ、延べ1,000人以上からの回答があり、PCT制度全体に対して高い満足度が示され、同様にIBや他の官庁/機関に対する回答も、2009年のPCT満足度調査で示された基準値を上回る改善を見せました。主な結果を以下に列挙します。

- WIPOが提供するPCTの情報やサービスに対する全体の満足度は89%（2009年比で11%増）
- WIPOが提供するPCTの研修に対する満足度は90%以上
- 官庁や機関（受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関を含む）の提供するPCTサービスに対する満足度は83%
- PCTユーザからは、WIPOウェブサイトのPCT関連箇所、例えばPCT出願人の手引、PCTトレーニング、ePCT、言語に特化したサービス、WIPOへの手数料支払に関する改善提案をお寄せ頂きました

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対して利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BN, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/ID, RO/IN, (2016年4月26日から RO/IR), RO/IS, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, RO/TR 及び RO/ZA

IBではIBが提供するサービスに対してお寄せ頂いた改善提案に取り組んでおります。個々の官庁が提供するPCTサービスに対してお寄せ頂いた特定の問題やご意見は、関連する官庁へ連絡いたします。詳細は、以下のリンク先の報告書PCT/WG/9/11(“PCT顧客満足度調査”)及び附属する要約をご覧ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

当調査にご協力くださった方々に感謝申し上げます。IBは可能な限りこれらのご意見に対応してまいります。またPCT法務部 (pct.legal@wipo.int)では、いつでも皆様からのご意見をお待ちしております。電子メールでご意見をお送りください。次回の調査は2017年に実施する予定です。

公開スケジュールの変更

2016年5月6日の公開

2016年5月5日(木)はWIPOの閉庁日に当たる為、通常その日に公開されるPCT出願(公示(PCT公報)も同様)は2016年5月6日(金)に公開されます。しかし、PCT出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は2016年4月19日(火)の24時(中央ヨーロッパ時間(CET))までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン(2016年4月1日付け version 3.51.073.249)が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

PCT 最新情報

BR: ブラジル (ファックス番号、通信手段)

GT: グアテマラ (手数料)

IR: イラン・イスラム共和国 (電子出願、手数料)

JP: 日本国 (手数料)

手数料表 I(a) に示したとおり、2016年6月1日から受理官庁としての日本国特許庁へ日本円で支払う、国際出願手数料、30枚を超える1枚ごとの手数料、手数料表の項目4に基づく減額の円への換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました。)

NZ: ニュージーランド (国内段階移行の特別な要件、優先権の回復に適用される基準)

RO: ルーマニア (手数料)

TH: タイ (電話番号)

US: アメリカ合衆国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル))

2016年6月1日から、以下の官庁が実施する国際調査における以下の特定通貨で支払われる換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、韓国ウォン
欧州特許庁.....	日本円
日本国特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、韓国ウォン、米国ドル
韓国知的所有権庁.....	オーストラリアドル、シンガポールドル
国立工業所有権機関（ブラジル）.....	スイスフラン、ユーロ

上述の変更は手数料表 I(b)に表示されています。

（PCT 出願人の手引 附属書 D（AU、BR、EP、JP、KR）が更新されました。）

予備審査に関する手数料（日本国特許庁）

2016年6月1日から、国際予備審査機関としての日本国特許庁へ支払う取扱手数料の料金が変更になります。新しい料金は22,800円です。

（PCT 出願人の手引 附属書 E（JP）が更新されました。）

PCT 関連資料の最新／更新情報

会合文書

PCT技術協力委員会

2016年5月17日から20日までジュネーブで開催される第29回PCT技術協力委員会（CTC）の作業文書は、下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39465

PCT作業部会

2016年5月17日から20日までジュネーブで開催される第9回PCT作業部会の作業文書は、下記リンク先でご覧頂けます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39464

PCTウェビナー

2016年3月17日に開催されたePCTアクション機能に関する最新のウェビナー英語版のアーカイブが、下記リンク先にてご利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

なお、2016年1月及び2月に、様々な言語で収録されたPCTの最新ウェビナーとパワーポイントのプレゼンテーション資料が、下記言語のPCTウェブサイトにてウェビナーのページに追加されました（英語版はPCT Newsletter 2016年3月号でお知らせいたしました）。

アラビア語	http://www.wipo.int/pct/ar/seminar/webinars/index.html
中国語	http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html
独語	http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html
日本語	http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html
韓国語	http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html
ポルトガル語	http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html
スペイン語	http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html

当ウェビナーは 2015 年 10 月に開催された第 47 回 PCT 同盟総会での決定事項、ePCT システムの最新情報及び PCT 制度の将来の動向に関する情報を提供しています。

PATENTSCOPE 検索サービス

CLIR で利用可能な 2 つの新しい言語

PATENTSCOPE 検索システムの多言語ツールである CLIR (Cross-Lingual Information Retrieval) で、デンマーク語及びポーランド語での特許情報の検索が可能になりました。CLIR は現在、次の 14 言語で利用可能です：中国語、デンマーク語、オランダ語、英語、仏語、独語、イタリア語、日本語、韓国語、ポーランド語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、スウェーデン語

CLIR でサポートされている何れかの言語で 1 つ以上のキーワードを入力すると、まずツールが同義語を探し、次にそれらの同義語と検索ワードを 13 言語へ翻訳するため、検索範囲を広げることが可能です。CLIR の利用に関する詳細は、下記のリンク先にて、2016 年 2 月付けの“PATENTSCOPE で利用可能なツール CLIR のプレゼンテーション”をご覧ください。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

実務アドバイス

国際出願の様式上の欠陥を補充する際の期限

Q: 非公式図面を含む国際出願を提出しましたが、専門家により作成された公式図面をこれから提出したいと思っています。差替え図面を提出する際の期限を教えてくださいませんか？

A: 通常、出願時に提出された非公式図面が PCT 規則 11 (特に PCT 規則 11.13) に基づく要件を満たしていない場合、受理官庁は PCT 第 14 条(1)(b)に従い、出来る限り早く、望ましくは国際出願の受理から 1 ヶ月以内に (PCT 規則 26.1)、そのような欠陥を補充するよう求めます。もし受理官庁が最初に図面の欠陥の補充を求めない場合であっても、国際事務局 (IB) による更なる方式上の点検の際に、IB はそのような欠陥について受理官庁へ注意喚起し、当該受理官庁により補充の求めが送付されます。このような場合には、出願の受理から 1 ヶ月後になる可能性もあります。これは以下の場合とともに、明細書又は請求の範囲を含む用紙に含まれる欠陥の補充にも適用されます。

出願人が図面の補充を求められる場合、受理官庁は求めの日から 2 ヶ月以内に補充するよう求めを発出します (PCT 様式 PCT/RO/106)。当期限は受理官庁の裁量により延長される可能性もあります (PCT 規則 26.2 参照) が、期限の延長について受理官庁は以下を考慮します。

- 国際調査報告の作成前²に、国際調査機関（ISA）が国際調査に関連する補充を必要としている
- 国際公開の技術的準備が完了する前³にIBが差替え用紙の受理を必要としている

それ故、ISR の作成予定日又は国際公開予定日に近ければ近いほど、受理官庁が期限の延長を認める可能性は低くなるでしょう。

なお、受理官庁が図面の補充を求めない場合でも、出願人自身の意思で当該受理官庁に公式図面を含む差替え用紙を送付することも可能です（PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 209 参照）。その際、添付する書簡において、非公式図面と公式図面の相違について明確に注意喚起し、非公式図面を公式図面に差し替えることを受理官庁に請求してください（PCT 規則 26.4 参照）。ISA への転送後の国際調査のために十分な時間を確保するためにも、また IB への転送後、IB において国際公開の技術的準備が完了する前に手続きが行えるよう十分な時間を確保するためにも、そのような要請はできる限り早く受理官庁へ送付することをお勧めします。

国際段階で受理官庁に対し PCT 規則 26 に基づき図面の様式上の欠陥を補充する場合、欠陥を補充する何れの修正も出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない旨、十分ご留意下さい。

なお、補充されるものに当初の国際出願で提出されていない図面を含む場合を除き、様式上の欠陥を補充する公式図面の提出は、国際出願日の変更にはなりません。補充されるものに新しい図面が含まれ、当該図面が PCT 規則 20.7 に基づき適用される期限内に提出された場合、PCT 規則 20.6 に基づく引用による補充を利用できなければ、新しい図面の補充により国際出願日は変更されます（受理官庁が新しい図面を受理した日付への変更（PCT 規則 20.5(c)））。

図面の欠陥を補充する重要性に関する情報は、*PCT Newsletter* 2005 年 1 月号に掲載された“実務アドバイス”をご参照下さい。PCT 規則に規定されている様式上の要件がどの程度満たされるべきか、及びそのような要件が満たされているかどうか点検する方法における不一致の可能性については、*PCT Newsletter* 2016 年 3 月号に掲載された“実務アドバイス”をご覧ください。図面に関する方式的な要件の詳細は、下記のリンク先にて、*PCT 出願人の手引* の paragraph 5.128 から 5.163 をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

² 国際調査報告を作成するための期間は、国際調査機関による調査用写しの受領から 3 ヶ月の期間又は優先日から 9 ヶ月の期間のうちいずれか遅く満了する期間とする（PCT 規則 42.1）。

³ 国際公開の技術的準備は通常、国際出願の実際の公開日の15日前に完了する。国際出願は早期公開が要請されている場合を除き、優先日から18ヶ月を経過した後速やかに行う（PCT第21条(1)及び(2)）。

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年5月号 | No. 5/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT作業部会

第9回 PCT 作業部会が2016年5月17日から20日までジュネーブで開催されました。

合意された PCT 規則の修正

本作業部会では、2016年10月のPCT同盟総会での採択のために、いくつかのPCT規則の改正提案をPCT同盟総会に送付することに同意しました。

- 補充国際調査請求の期限について、国際出願の優先日から19ヶ月を、優先日から22ヶ月へ延長（PCT/WG/9/6及びPCT/WG/9/27（パラグラフ123）参照）；
- 2015年10月のPCT同盟総会で採択され2017年7月1日に発効する、受理官庁による先の出願の調査及び分類結果の詳細の国際調査機関（ISA）への転送義務に関して、通常は出願人の許諾なしで可能だが、当該規定と、PCT第30条(3)の規定によって適用するPCT第30条(2)(a)に基づく受理官庁の秘密保持規定との関係の明確化（PCT/WG/9/5参照）；
- 全ての通知が取下げられた2つの不適合規定の削除（PCT/WG/9/12参照）

電子サービス

本作業部会は、電子サービスの進捗に関する以下の文書を留意しました。

- 2016年後半に開始する新しい“look and feel”を含むePCTの開発優先事項を示した文書（PCT/WG/9/17参照）
- 官庁間で特許出願に関する調査及び審査情報を共有するWIPO CASE（Centralized Access to Search and Examination）の可能性を紹介する文書（PCT/WG/9/4参照）
- 国際事務局（IB）を介して調査用写しを電子的に送付するeSearchCopyを実施するための欧州特許庁（EPO）での試行プログラムに関する報告（PCT/WG/9/23参照）

本作業部会はまた、ePCTを利用して国内段階移行を準備するための“概念実証”段階のシステムに関する予備見解を提示するとともに、IBに対して、PCT回章を発行し、その中で当該システムのより詳しい説明を提供し、試行段階のシステムに反映させるために官庁及びユーザに意見を求めるよう求めました（PCT/WG/9/24参照）。

審査官の研修

本作業部会は特許審査官の研修に関する調査結果を議論し、IBによるさらなる作業の勧告を承認しました。本調査のフォローアップとして、IBによる次の取組が予定されています。官庁が提供する研修の調整の改善と透明性を高めること、より多くの研修活動を提供するよう官庁に奨励すること、既存の自主学習教材の利用を促進し、その種類や内容を拡充させること、様々

な規模の官庁の特許審査官に求められる職務遂行能力（コンピテンシー）リストの作成を視野に入れ各官庁により審査官研修で使用されるコンピテンシー・モデルのまとめること、及び学習管理システムの進捗状況の調査をすること（PCT/WG/9/18 参照）。

国際調査及び予備審査機関の選定の延長

本作業部会は、2018年1月1日から発効する、今後10年間における、既存の国際機関の選定の延長に関する手続きと実施予定表に合意しました（PCT/WG/9/14 参照）。

PCT 手数料

本作業部会は、第8回作業部会にて提示された大学や公的研究機関への手数料減額の可能性に関する研究に、様々な追加の仮定状況の概要説明を加え、また研究目的のために、どのようにIBが全ての出願人から関連する大学や機関を特定したかの情報を提供する補足を事務局に求めました（PCT/WG/9/25 及び PCT/WG/9/27（パラグラフ 42）参照）。

本作業部会はまた、手数料減額が適用されないはずの出願人からの手数料減額要請を減らすことを目的とした対策案の効果に関する追加情報の提供を事務局へ求めました（PCT/WG/9/10 及び PCT/WG/9/27（パラグラフ 55）参照）。

本作業部会は PCT 手数料のヘッジング方式の実施可能性や、PCT 手数料の取引のための“ネットティングシステム”導入の可能性に関する進捗情報について、IBによる検証を留意しました（PCT/WG/9/9 参照）。

公開された PCT 出願の内容

本作業部会は、公開された国際出願の表紙に、国際特許分類（IPC）に加えて、ISA として行動する官庁により使用される共通特許分類（CPC）のような国内分類記号を記載する詳細な提案を進展させるため IB と協働するよう韓国知的所有権庁に求めました（PCT/WG/9/26 参照）。

本作業部会は、国際出願の一部として提出されたカラー図面が利用可能となる（2017 年前半から開始する可能性）暫定的な解決策に関して回章により官庁と協議すること、及び国際段階において少なくとも XML 形式でカラー図面と共に提出された国際出願の手続きの実施に係る問題を検証することを IB に求めました（PCT/WG/9/19 参照）。

本作業部会はまた、特に指定官庁、出願人の代理人や特許情報のユーザから、要約書の質や長さに関する意見を求める協議の実施、及び当議題に関するさらなる議論の報告を IB へ求めました（PCT/WG/9/16 参照）。

本作業部会は、XML を使用したヌクレオチド又はアミノ酸の配列表の WIPO 標準 ST.26 への移行の技術的な評価に関する報告を留意しました（PCT/WG/9/15 参照）。

その他の議題

本作業部会は、誤って提出された出願の要素又は部分を削除し、正しい要素又は部分に差し替えることを出願人に許可する IB の規則改正提案に合意しませんでした。これを踏まえ、本作業部会は、次回、これらの提案された規則と特許法条約との適合性評価を実施するよう IB へ求めました（PCT/WG/9/13 及び PCT/WG/9/27（パラグラフ 130）参照）。

本作業部会は同様に、受理官庁が国際段階における同日の優先権の主張を取り消さないよう求める提案に関して合意に至らなかったこと、さらにその結果は適用する国内法に基づき国内段階で決定される旨を留意しました。締約国はむしろ、本件に係る受理官庁や指定官庁が適用する異なる実務を明確化するため受理官庁ガイドラインや *PCT 出願人の手引*を修正するよう努めるべきとの認識でした（PCT/WG/9/3 参照）。

本作業部会は以下の報告も留意しました：

- 第 23 回 PCT 国際機関会合（PCT/WG/9/2 及び *PCT Newsletter* 2016 年 2 月号参照）
- PCT に基づく技術援助の調整（PCT/WG/9/8 参照）
- PCT 顧客満足度調査（PCT/WG/9/11 及び *PCT Newsletter* 2016 年 4 月号参照）
- 今後 3 年間にわたり実施する協働調査及び審査の試行プロジェクト第 3 フェーズ（PCT/WG/9/20 参照）
- EPO が 2014 年 11 月 1 日から実施している PCT Direct サービスの利用（本サービスは、すでに EPO により調査された先の出願に基づく優先権が主張された国際出願を提出する際、先の出願に関して作成された調査見解に対し、出願人によるコメントの提出が可能）（PCT/WG/9/21 参照）
- PCT 最小限資料のタスクフォースによる今後の作業予定（PCT/WG/9/22 参照）
- 引用された特許文献の参照を含むための WIPO 標準 ST.14 の改訂の採択（PCT/WG/9/7 参照）。

要約及び作業文書

議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/9

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

PCT 技術協力委員会

第 29 回 PCT 技術協力委員会が、第 9 回 PCT 作業部会と同じ期間の 2016 年 5 月 17 日から 20 日までジュネーブで開催されました。委員会はトルコ特許機関（TPI）を PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定するための申請に関して議論し、TPI を ISA 及び IPEA として選定することを PCT 同盟総会に勧告することに合意しました。

詳細に関しては、以下のリンク先にて議長による要約をご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_29/pct_ctc_28_3.pdf

ヴィシエグラード特許機構の国際調査及び予備審査機関としての運用開始

2015年10月に開催された第47回PCT同盟総会にて、ヴィシエグラード特許機構（VPI）（二文字コード: XV）がPCTに基づく国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定されたのを受け（*PCT Newsletter* 2015年10月号参照）、当該官庁は2016年7月1日より、ISA及びIPEAとして運用を開始することをWIPOへ通知しました。なお、当該官庁は補充調査機関（SISA）としても実務を開始します。

VPIは特許分野における政府間協力機関であり、ヴィシェグラードの4ヶ国（チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）の特許庁により構成されており、中欧及びバルト海沿岸諸国において初の国際機関となります。

受理官庁としての各官庁又は国際事務局へ提出された国際出願の管轄ISA及びIPEAとしてのVPIの工業所有権庁（チェコ共和国）、ハンガリー知的所有権庁、工業所有権庁（スロバキア）、ポーランド共和国特許庁の詳細は、“PCT最新情報”をご覧ください。

ISA、SISA及びIPEAの資格における当該官庁の詳細は、関連情報が確認されたのち、*PCT出願人の手引* 附属書D、SISA及びEにて、また当該官庁へ支払われる手数料はPCT手数料表にて、まもなく掲載されます。

商工業省知的所有権部（オマーン）の受理官庁としての実務開始

商工業省知的所有権部（オマーン）は、2016年6月1日から、オマーンの国民及び居住者のための受理官庁（受理官庁としての国際事務局（IB）に加え）としての行動を開始する旨、IBに通知しました。受理官庁としての当該官庁の詳細はまもなく *PCT 出願人の手引*（附属書 C (OM) 参照）に掲載されます。

国際出願の電子出願及び手続

最新情報：受理官庁としての USPTO へ提出する国際出願の一部として願書様式を作成する際の ePCT システムの利用

2016年6月1日から、受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）（RO/US）へ国際出願を提出する出願人は、下記に記載する制限はありますが、有効な願書様式を含む.zip ファイルを作成するのに（PCT-SAFE に加えて）ePCT を利用することが可能になり、USPTO の電子出願システム(EFS-Web)を利用して提出する国際出願の一部として、当該.zip ファイルを RO/US に電子的に提出することが可能になります。PCT-SAFE と同様に、ePCT で作成された.zip ファイルであれば、文字コード化された願書様式を含み、出願人は PCT 手数料表の項目 4(b)に表示された国際出願手数料（現在、205 米国ドル）の減額を受けることができます。

しかしながら、下記リンク先の合衆国連邦官報告示（2016年5月6日金曜日付け Vol. 81、No. 88 /27417 ページ）にて、ePCT で入力された情報が米国外にある IB のサーバーに保存される事実に基づく制限を定めていますので、ご留意下さい。

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-05-06/pdf/2016-10733.pdf>

特に USPTO による外国出願に関する許可は、願書様式を EFS-Web へアップロードし RO/US に出願をするために ePCT で作成する際に、ePCT に出願内容を入力（転送）することを認めていない旨、ご留意下さい。結果として、出願人が EFS-Web を介して RO/US に国際出願を提出予定の場合、**ePCT に入力される技術データ**（大抵は発明の名称のみ）**が関連する規制の対象外である国際出願に関してのみ**、ePCT システムにて EFS-Web を介してアップロードする願書様式を作成すべきです。規制される分類の詳細は、下記のリンク先の商務省産業安全保障局のウェブサイトをご覧ください：

<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

通商管理リストで規定されている主要な規制対象は下記の通りです：

- 生物化学兵器
- 核不拡散
- 安全保障
- ミサイル技術
- 地域の安定
- 銃器協定
- 犯罪防止
- テロ対策

開示目的が上述の規制に関連しない場合でも、“二重用途”技術が多様な分類に該当することがある旨、ご留意下さい。

米国出願人は、外国出願に関する許可証を得ている又は少なくとも6ヶ月以上前にUSPTOに出願され、安全に関する命令が発行されていなければ、上記通商管理リストはePCT-Filing（ePCT出願）を利用して出願を準備し国際事務局の受理官庁（RO/IB）に提出することには適用されない旨、ご留意ください。RO/IBへの出願に関しては、RO/IBへのオンライン直接出願に含まれる国際出願の全内容（明細書を含む）の完全な有効性の確認など、ePCT-Filingの全てのメリットを享受できます。さらに、ePCT-Filingを利用してRO/IBへ出願をする際、出願時（又は出願後）に、クレジットカードやWIPO当座預金からの引落としによる手数料のオンラインでの支払いが可能です。

ePCT利用にあたり一般的なメリットを幾つか紹介します：

- ePCTはウェブ上のアプリケーションであり、ユーザのコンピューターへソフトウェアをインストールしたり定期的に更新したりする必要がない
- ユーザのコンピューターにインストールされたソフトウェアバージョンと一致する願書様式のデータのみ有効とするPCT-SAFEとは異なり、ePCTは最新のPCT参照データを保有するIBのデータベースによって、全ての規定に関する有効性を確認し、即座に手数料を計算します。結果として、このように作成された出願は出願後の訂正の必要が少なく、出願人、受理官庁やIBにとって、手続きがより効率的で費用効果の高いものになります
- 出願書類がePCTからダウンロードされる前から（例えば、EFS-Webを介してRO/USへ提出）、国際出願はePCTのアクセス権を自主的に又は別個に要請して設定する必要がなく、自動的にユーザのWIPOアカウントへ対応するため、必要な場合には、出願前から他のユーザとアクセス権の共有が可能になります。結果として、IBがRO/USから記録原本を受理すると、当該国際出願に対するアクセス権を持つ全てのユーザは、IBが保有するファイルへの安全な電子アクセス、オンラインでのファイル管理や特定期限の管理、PCT規則92の2に基づく請求のような中間書類の電子形式でのアップロードや有効性を自動的に確認するアクション機能のメリットを享受できます。

ePCTで利用可能な全機能の詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

ブルガリア及びオマーンによる電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

ブルガリア共和国特許庁及び商工業省知的所有権部（オマーン）は、受理官庁の資格において（RO/BG及びRO/OM）、それぞれ、2016年5月1日及び2016年6月1日より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局に通知しました。

RO/BGはePCTポータルでのePCT-Filing (ePCT出願) 機能及びEPOオンライン出願を利用した国際出願を受入れ、RO/OMはePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受入れます。

ブルガリアに関して適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されていますが、オマーンに関してはこれから確認されます。

電子形式による国際出願の提出に関するブルガリア共和国特許庁の詳細を含む通知は、下記リンク先の2016年4月21日付けの公示 (PCT公報) に掲載され、商工業省知的所有権部 (オマーン) の詳細を含む通知も、まもなく以下のリンク先にて掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT出願人の手引 附属書C (BG) が更新されました。)

工業所有権庁(スロバキア)によるePCT-Filing (ePCT出願) の受入れ

受理官庁としての工業所有権庁 (スロバキア) (RO/SK) は、2016年7月1日より、ePCTポータルのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局 (IB) に通知しました。上述日以降、PCT-SAFE及びEPOオンライン出願による電子形式での国際出願を受理しません。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/SKの詳細を含む更新された通知は、まもなく以下のリンク先の公示 (PCT公報) に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT出願人の手引 附属書C (SK) が更新されました。

上述官庁の受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は40¹になりました。

ブラジル：国立工業所有権機関 (ブラジル) によるePCT-Filing (ePCT出願) のXML形式での受入れ

受理官庁としての国立工業所有権機関 (ブラジル) (RO/BR) は、2016年5月1日よりePCT-Filing機能のPDF形式に加えて、XML形式で提出された国際出願を受け入れることを国際事務局 (IB) に通知しました。そのため手数料表の項目4(c) に掲載される手数料減額が、2016年5月1日からRO/BRへ提出される国際出願に適用されます。適用額は300スイスフランのブラジルリアルでの換算額になります。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/BRの詳細を含む更新された通知は、まもなく以下のリンク先の公示 (PCT公報) に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT出願人の手引 附属書C (BR) が更新されました。

¹ ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対してオンライン出願が利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, (2016年6月1日からRO/OM), RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, (2016年7月1日からRO/SK), RO/TR 及び RO/ZA

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は謄本の提出や準備に代え、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対し請求することができます。2012 年 7 月 1 日に導入された新たな手続き (新ルート) では、第 2 国官庁がアクセスコードを利用して DAS から優先権書類を取得することが可能になりました。出願人は、優先権書類の取得のため当該官庁へ権限を付与する複雑な手続きの代わりに、後の出願のために当該官庁へ直接アクセスコードを提供することが可能です。

ニュージーランド知的所有権庁

ニュージーランド知的所有権庁は、2016 年 5 月 30 日から、“depositing Office” (第 1 国官庁) 及び “accessing Office” (第 2 国官庁) として、新ルート (2012 年 7 月 1 日に発効した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12) による優先権書類の提供と取得手続きが可能になる旨、IB へ通知しました。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#nz>

PCT 規則改正

2015 年 10 月 5 日から 14 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会にて採択された PCT 規則改正が、2016 年 7 月 1 日又は 2017 年 7 月 1 日に発効します (改正の詳細は *PCT Newsletter* 2015 年 10 月号参照)。2016 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の全条文は、下記リンク先 (ページの右側) にて、それぞれ中国語、英語、仏語、スペイン語の PDF 形式でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

他の言語はまもなく追加されます。

ブダペスト条約

コロンビアの加盟

コロンビアが 2016 年 4 月 26 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託し、当条約の締約国数は 80 になりました。ブダペスト条約はコロンビアにおいて 2016 年 7 月 26 日に発効します。

ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の要約、並びに当該条約の主な利点の説明を含む最新文書 (WO/INF/12 Rev.23) が、英語、仏語及びスペイン語でそれぞれ下記のリンク先にて利用可能です。

http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

http://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

http://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf

PCT 最新情報

AU : オーストラリア (手数料)
 BG : ブルガリア (電子出願、手数料)
 BN : ブルネイ・ダルサラーム (官庁の名称、所在地とあて名、電話番号、Eメールとインターネットアドレス)
 BR : ブラジル (電子出願、手数料)
 CZ : チェコ共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関)
 GB : 英国 (手数料)
 HU : ハンガリー (管轄国際調査及び予備審査機関)
 OM : オマーン (管轄受理官庁、電子出願)
 PE : ペルー (Eメールアドレス)
 PL : ポーランド (管轄国際調査及び予備審査機関)
 SK : スロバキア (Eメールによる通知、管轄国際調査及び予備審査機関)
 TR : トルコ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、日本国特許庁)

2016年7月1日より、以下の官庁が実施する国際調査において以下の特定通貨で支払われる換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	米国ドル
カナダ知的所有権庁.....	米国ドル
エジプト特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
欧州特許庁.....	英国ポンド
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)	米国ドル
日本国特許庁.....	韓国ウォン

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、CA、EG、EP、JP 及び RU) が更新されました。)

予備審査に関する手数料 (オーストラリア特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報**仏語版のPCTウェビナー**

仏語版のPCT最新動向の収録とパワーポイントのプレゼンテーション資料が、下記のPCTウェブサイト上のウェビナーページに追加されました。

<http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

当ウェビナーは2015年10月に開催された第47回PCT同盟総会での決定事項、ePCTシステムの最新情報及びPCT制度の将来の動向に関する情報を提供しています。(アラビア語、中国語、英語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語版に関しては、PCT Newsletter 2016年3月及び4月号でお知らせしました。)

PATENTSCOPE 検索サービス

PATENTSCOPE で利用可能な新しい検索フィールド

PATENTSCOPE に、公開された PCT 出願の詳細情報を検索するために、下記の 4 つの新しい検索フィールドが追加されました。

- 国際調査機関 (ISA) : ISA フィールドでは特定の ISA が実施した国際調査及び作成した国際調査報告書に関する PCT 出願の検索が可能
- 国際調査報告書 (ISR) : ISR フィールドでは ISR 又は第 17 条(2)(a)の宣言と共に掲載された全ての PCT 出願の検索が可能
- 国際予備審査 (IPE) : IPE フィールドでは国際予備審査報告書が掲載されている (又はされていない) PCT 出願の検索が可能
- 補充国際調査 (SIS) : SIS フィールドでは補充国際調査報告書が作成されたか否かの確認が可能

上述の追加された検索フィールドにより、さらに的確な検索が可能になります。全ての PATENTSCOPE 検索フィールドと同様に、これらの新しいフィールドはブール論理を利用して他分野と組み合わせてご利用可能です。検索実施方法の詳細は、検索用語の事例と共に、以下のリンク先にて掲載されている PATENTSCOPE ニュースをご覧ください。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2016/news_0002.html

実務アドバイス

今月号の筆者に関する注記、及び今後の記事の寄稿の受付

今月の実務アドバイスは、長年にわたる PCT の経験をもち、米国に拠点を置く特許弁理士が寄稿して下さいました。感謝申し上げます。他の PCT 実務者からの、読者がユーザの視点からの事例を理解するのに役立つ記事の寄稿を歓迎しております。是非 PCT 法務部までお送り下さい。(PCT 法務部 : pct.legal@wipo.int)

国際段階における国際出願に関する期限や手続きの管理の重要性、及びどの手続きを管理すべきかの提案

Q: これまで PCT を利用したことがありませんが、多くの PCT 出願の国際段階における期間管理や特定の様式を受領を依頼されました。何を管理すべきか助言をお願いします。

A: PCT の国際段階では認識しておくべき期限や手続きが多くあるため、特に数多くの特許を扱っている企業では、それらの期限を見逃さないための効率的な管理システムの構築が非常に有益です。そのような管理システムは、通常“期間管理システム”と呼ばれ、大抵は期限を確認したり、出願人 (又は代理人) に期限を通知するよう設定されているソフトウェアを指します。出願人がどの程度手続きを管理したいのかはそれぞれ異なります。以下は国際段階において管理すると役立つ手続きの提案です。

最初に、国際出願を提出する前に、PCT 出願において先の出願に基づいて優先権主張するのであれば、PCT 出願が 12 ヶ月の優先期間内に確実に提出されるように、先の出願の提出日から 12 ヶ月になるかなり前の日付を期間管理システムに設定すべきでしょう。

PCT 出願が提出されたら、以下の様式の到着を確認するとよいでしょう：

- 様式 PCT/RO/105 は、国際出願日と国際出願番号を記録するもので、日付と番号が付与されてからすぐに送付されます。
- 様式 PCT/RO/102 は、手数料が支払われた確認、若しくは支払われた手数料が間違っているか又は全く支払われていないか、どの場合であっても出願人に通知されます。送付手数料（該当する場合）、調査手数料及び／又は国際出願手数料が当該様式に記載される期限満了までに支払われていない場合は、様式 PCT/RO/133 を受領するので、当該様式の送付日から 1 ヶ月の新しい期限を管理し、国際出願が取下げと見なされるのを回避するため、その通知された期限内に確実に手数料を支払う必要があります。
- 様式 PCT/IB/301 は、国際事務局（IB）が受理官庁から記録原本を受領したことを確認するものです。
- 様式 PCT/IB/304 は、優先権主張された先の出願の認証謄本の IB による受理日を通知します。
- 様式 PCT/ISA/202 は、国際調査機関（ISA）による調査用写しの受理日を通知します。当該日付は国際調査報告（ISR）と ISA の見解書の作成予定日（期限は ISA による調査用写しの受領から 3 ヶ月、又は優先日から 9 ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間（PCT 規則 42.1）を計算するのに便利です。これにより期間管理システムで“作成予定日”の管理が可能になります。

これらの各書類の到着後、様式に記載されている情報、例えば付与された国際出願日をご自身の情報と一致しているかどうか、確認することが望ましいでしょう。確認に関しては、様式番号はその様式を作成する官庁を示しています。例えば様式 PCT/RO/105 や PCT/RO/102 は受理官庁、様式 PCT/IB/301 は IB、そして様式 PCT/ISA/202 は ISA により作成されます。これらの様式を管理する期間に関しては、

- 様式 PCT/RO/105 及び PCT/RO/102 は、関係する受理官庁での手続きにかかる時間によりますが、出願人は受領確認のために出願日から 1-2 週間程度の期間を設定して管理することが望ましいでしょう
- 様式 PCT/IB/301 と PCT/ISA/202 は、受領確認のために様式 PCT/RO/105 と PCT/RO/102 の受領後 1-2 週間程度の期間を設定して管理することが望ましいでしょう。

また、以下の期間管理も挙げられます：

- 優先日から 16 ヶ月：PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正の提出。ISR の受領後、報告書に記載された送付日に 2 ヶ月を加えた日付が、16 ヶ月の期限より遅いかどうか確認し、該当する場合は期間管理システムで設定された日付を変更すべきでしょう。
- 優先日から 18 ヶ月：国際出願の国際公開予定日であり、早期公開を請求していない限り（PCT 第 21 条(2)）、その後速やかに行われます。
- 優先日から 22 ヶ月：国際予備審査請求の提出。ただし、ISR（及び ISA の見解書）の送付日から 3 ヶ月の満了が 22 ヶ月の期限より遅くなる場合、適用される期限は遅くなる可能性がある旨ご留意下さい。ISR の受理後、送付日に 3 ヶ月を加えた日が 22 ヶ月の期限より遅いかどうか確認し、該当する場合は設定した日付を変更すべきでしょう。
- 優先日から 30 ヶ月：国内（広域）段階移行（多くの指定（又は選択）官庁に関して）。国内段階移行前に各官庁が適用する期限に注意し、国内段階移行に必要な全ての要件が期限内に満たされているか確認が必要です。30 ヶ月の期限はまた PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請の期限満了も意味し、期限満了後に IB が受理した要請は記録されません。

国際段階で PCT 出願の管理に役立つものとして ePCT システムの活用は非常に有益ですので、様式 PCT/IB/301 の到着後、ePCT システムで当該 PCT 出願へアクセスできるかどうか確認しておくことが望ましいでしょう。

ePCT は上述の日付（及びその他の日付）を自動的に計算する、非常に便利な“タイムライン”機能を提供しています。例えば、“タイムライン”機能では、IB による ISR の手続き後、19 条補正の提出、国際予備審査請求及び 34 条補正の提出の（該当する場合、再計算された）期限日が表示されます。さらに、例えば、“19 条補正の提出期間が 2 週間後に終了します”又は“国際公開のための技術的な準備が 2 週間後に完了します”のように、満了間近の期限や近々に予定されている重要な手続きを前もってお知らせする自動電子メール通知の設定も可能です。当該機能の利便性は ePCT システムの活用をお勧めする理由でもあります。ePCT のタイムライン機能や設定可能な他の期限の事例の詳細は、下記リンク先の ePCT ユーザガイドをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年6月号 | No. 6/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

クウェート（国コード：KW）

クウェートは、2016年6月9日に加入書を寄託し、149番目のPCT締約国となり、2016年9月9日からPCTに拘束されます。そして、2016年9月9日以降に出願された国際出願は自動的にクウェートの指定を含みます。また、クウェートはPCTの第II章にも拘束され、2016年9月9日以降に出願された国際出願に関し提出された予備審査請求は自動的にクウェートを含みます。

さらに、クウェートの国民及び居住者は、2016年9月9日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

まもなく発効するPCT規則改正

2015年10月5日から14日までジュネーブで開催されたPCT同盟総会は、2016年7月1日及び2017年7月1日に発効するPCT規則改正を採択しました。2016年7月1日に発効する改正は、その日以降に提出される国際出願に適用され、以下に列挙します：

- PCT規則9、48及び94：ある情報が国際出願を公開する目的に明らかに資さず、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益を損ない、当該情報を利用することに公益性がない場合、出願人は国際出願の公開情報又は関連書類から当該情報を除外するよう、理由を示した請求をすることが可能です。これにより通常、国際出願又は関連書類に誤って含まれた特定の不適切な情報を除外することが可能になります。
- PCT規則26の2及び48：受理官庁は通常、優先権回復請求に関して提出された書類の写しを国際事務局（IB）へ転送する義務があります。しかしながら、上述した改正案で適用する同条件のもと、出願人は特定の書類が転送されないよう理由を示した請求をすることが可能です。主な違いは、この場合には、“相当な注意”基準を満たすために関連情報が故意に提出される可能性があることです。出願人は、主要な情報が提供されていない場合、国内段階において、優先権回復請求は検査され、指定官庁へ再度、同等の情報を提供するよう求められる可能性がある旨、ご留意下さい。
- PCT規則82の4：不可抗力規定は、関係する当事者が居住する地域における電子通信サービスの全般的な不通により期限が遵守されなかった場合に、期限が延長されるよう拡張されます。そのような不通は遅滞を自動的に許容するわけではありません。不通が起こり、期限を遵守できなかったことを主張し、またできる限り速やかに適切な措置をとったこと

を示す証拠を提出する必要があります。なお、当該発効日以降に起こった不通により影響のあった、2016年7月1日以前に提出された国際出願にも適用する旨、ご留意下さい。

- PCT規則92：IBは出願人が英語及び仏語以外の言語でIBへ通信することを許可する、授權規定を追加します。当初の目的はePCTを利用して通信する場合、公開言語（又は現在のよう
に英語又は仏語）での通信を許可することです。当該サービスはIBが作業を効率良く実行する
遂行能力をもち、指定官庁又は第三者に悪影響を及ぼさないことを確認した後、全ての通信に
拡張される予定です。2016年7月1日以前に提出された国際出願で、当該発効日以降にIBが
受理する通信にも適用する旨、ご留意下さい。

PCT 規則の全条文

2016年7月1日発効のPCT規則の全条文が中国語、英語、仏語、スペイン語でそれぞれ下記
リンク先（ページの右側）からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

また、アラビア語とロシア語の全条文もそれぞれ下記リンク先（ページの右側）からご利用いた
だけるようになりました。他の言語もまもなく掲載いたします。

<http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料

2016年7月1日発効のPCT規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、
英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で、それぞれ下記リンク先か
らご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/jp/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/pt/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/ru/texts/ppt/rule_changes_archive.html

http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html

ePCT最新情報

ePCTシステム（Version 3.3）が2016年5月30日に導入されました。このePCTシステムの最新バ
ージョンは現在のインターフェイスでの最後のバージョンになります。ePCTの新しい画面表示
の外観や感じ取られる全体的印象は現在開発中であり、電子証明書に替わるより効率的で安全な
ログイン手段の追加オプションとともに、2016年末までに導入される予定です。

ePCTシステム最新バージョンの新機能の幾つかを以下にご紹介します。

出願人のためのePCT

ePCTポータルでのePCT-Filing（ePCT出願）機能は以下の新機能を含みます：

- 優先権主張 – 可能な場合、記載されている先の出願の出願日が、先の出願番号の年と照合され確認される。当該確認機能は先の出願の出願日の記載におけるエラーを防ぐため導入
- 手数料の支払 – 銀行送金による国際事務局 (IB) への手数料の支払予定を記載可能 (出願後、送金に必要な支払の詳細を含む電子メールが自動的に送信されます)
- 出願前に国際出願の下書きをポートフォリオへ追加することが可能

他の新しいePCT機能は以下のとおりです：

- ePCTプライベートサービスで、アクセス権のある国際出願を書類記号により検索可能
- eHandshakeに表示されているユーザの全てのePCTアクセス権を一度の操作で削除可能
- ePCTプライベートサービスで、ワークベンチフィルターオプションが保存され、次回ログインする際にデフォルトで再度適用
- IBが準備中の発明の名称及び要約の翻訳の下書きに、変更の可能性があるという注意を表示

関連するスクリーンショット、当該最新バージョンに含まれる他の変更に関する情報及び上述の変更の詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

受理官庁、指定官庁及び国際機関のためのePCT

官庁のための ePCT (Version 3.3) には、受理官庁 (RO)、指定官庁 (DO)、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) のための多くの新機能が加わり、既存のモジュールへの様々な改善もなされました。新機能の幾つかを以下にご紹介いたします：

- RO : 新しいオフィスアクション機能では、RO が単一画面にて手数料の管理ができ、IB はまだ受理していないが受理官庁へ提出された国際出願の検索が可能
- DO : 公開、特許付与、拒絶、取下げ、失効のような国内段階の手續に関して、国内官庁が IB へ通知することができるアクション機能が追加され、PATENTSCOPE や IB の国内段階情報のデータベースで当該情報を閲覧可能
- ISA : ePCT オフィスアクション機能で、国際調査報告や ISA の見解書及び他の ISA の様式を作成可能
- IPEA : IPEA が未処理の国際予備審査報告を確認できる新しい報告書管理機能

上述及び他の変更の詳細は下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

ePCT ご利用開始までの流れを含む ePCT の一般情報の詳細は下記リンク先をご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

又は PCT 電子サービス ヘルプデスクまでご連絡下さい：

電子メール： epct@wipo.int

電話番号： (+41-22)338 9523

若しくは下記のリンク先の“Contact us”をご利用下さい。

<http://www.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=patentscope&area2=epct>

国際出願の電子出願及び手続

アメリカ合衆国：USPTO へ提出する国際出願の一部として願書様式を作成する際の ePCT システムの利用に関するお知らせ

EFS-Web を介して受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）へ願書様式を提出する際の e-filing zip ファイルの作成、認証及びダウンロードに、ePCT をご利用いただけます（詳細は PCT Newsletter 2016 年 5 月号の 5 ページ参照）。

中国：中華人民共和国国家知識産権局による新しい電子出願ソフトウェアの受付

2016年4月1日から、受理官庁としての中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）はPCT-SAFEに加え、当局による“CEPCTソフトウェア”を利用して提出する国際出願の受理を開始しました。

電子形式での国際出願の提出に関するSIPOの詳細を含む通知は、まもなく下記リンク先の公示（PCT公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT出願人の手引 附属書C（CN）が更新されました。

イスラエル：イスラエル特許庁へ提出する国際出願の一部として願書様式を作成する際のePCTの利用

2016年7月20日から、受理官庁としてのイスラエル特許庁（ILPO）（RO/IL）は、イスラエル特許法及び規則に従い、ePCT-Filing（ePCT出願）（PCT-SAFEソフトウェアに加えて）を利用して提出される国際出願の受理及び手続を開始します。RO/ILへ国際出願を提出する出願人はePCTにて有効な願書様式を含む.zipファイルを作成することができ、当該.zipファイルをILPOの電子出願ウェブサイトを利用して国際出願の一部として電子形式で提出することが可能になります。また出願人はオンライン上での確認や電子形式でのさらなる通信が可能になります。

電子形式での国際出願の提出に関するRO/ILの詳細を含む通知は、まもなく下記リンク先にて公示（PCT公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT出願人の手引 附属書C (IL) が更新されました。

オーストラリア及びスロバキア：オーストラリア特許庁及び工業所有権庁（スロバキア）の PCT-SAFE出願の受付終了

2014年4月からePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用して提出される国際出願を受理しているオーストラリア特許庁、及び2016年7月1日から当該機能を利用して提出される出願の受理を開始する工業所有権庁（スロバキア）は、それぞれ2016年9月1日及び2016年10月1日から、PCT-SAFEソフトウェアを利用して提出されている電子形式での国際出願を受理しない旨、国際事務局へ通知しました。さらに、工業所有権庁（スロバキア）は2016年10月1日から、EPOオンライン出願を受理しません。

PCT出願人の手引 附属書C (AU及びSK) が更新されました。

7月と8月の合併号

次回の PCT Newsletter は7月と8月の合併号となり7月下旬に発行予定です。その次の9月号が発行されるまでの間に、PCT ユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT 電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスを利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料でご利用頂けます。新たに PCT Newsletter が掲載される際や、臨時のお知らせを行う際に PCT ユーザにその旨をご案内します。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

さらに、9月号が発行される前に、PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で8月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

PCT 最新情報

- AP：アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）（手数料）
- AU：オーストラリア（電子出願）
- CN：中国（電子出願）
- IL：イスラエル（電子出願）
- KR：大韓民国（Eメールによる通知）
- MX：メキシコ（管轄国際調査及び予備審査機関）
- OM：オマーン（一般情報）
- PA：パナマ（国内段階移行の要件の概要）
- SK：スロバキア（電子出願）
- SY：シリア・アラブ共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）
- XV：ヴィシェグラード特許機構（手数料、国際調査機関、補充調査機関及び国際予備審査機関としての官庁の要件に関する情報）

調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、日本国特許庁）

補充調査手数料（連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦））

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

国際段階及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、また ePCT での PCT 出願の管理、PATENTSCOPE に関する情報についての上級者向け PCT セミナーが、2016 年 9 月 26、27 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及び PCT 制度に精通しているユーザを対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2016 年 9 月 12 日です。オンラインでの登録に関する詳細は、まもなく PCT のウェブサイトにて掲載されます。またセミナーに関する情報は、pct.our@wipo.int へ電子メールでお問い合わせください。

PCT 関連資料の最新／更新情報

修正されたPCT規則（アラビア語及びロシア語）

上述の“まもなく発効するPCT規則改正”をご覧ください。

PCT規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション

上述の“まもなく発効するPCT規則改正”をご覧ください。

実務アドバイス

ePCT を利用した PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請：国際出願へのアクセスが停止される場合、及びどのアクセスがどの程度遮断されるのか

Q: PCT Newsletter 2016 年 1 月号の実務アドバイスにおいて、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を ePCT のアクション機能で実行する際、IB による PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請の手続きが未処理のため、国際出願の全てのコンテンツへのアクセスは停止される可能性があります、と記述されています。これは全ての規則 92 の 2 に基づく変更に該当するのでしょうか？また、当該停止は国際出願への全てのアクセスを完全に遮断してしまうのでしょうか？

A: 変更の種類によりますが、ePCT のアクション機能を利用した PCT 規則 92 の 2 に基づく記録要請（“規則 92 の 2 に基づく請求”）では、ePCT のアクセス権を有する方も、国際出願への全てのオンラインアクセスは、当該請求が提出されると即時に、システムにより自動的に停止される可能性があります。国際事務局（IB）が変更の手続きや請求された変更のため、例えば記録から出願人又は代理人を除外する要請のように、何れかの個人のアクセス権を停止すべきなのかを確認するのに必要な期間、ePCT の国際出願へのアクセス権を有する全てのユーザに対しアクセス停止がなされます。ePCT オンラインアクセスの自動的な停止を伴う変更の種類は、以下のとおりです：

- 出願人又は出願人/発明者の氏名、名義及び/又はあて名の変更

- 発明者のみの氏名及び/又は名義の変更
- 代理人の氏名、名義及び又はあて名の変更
- 当事者の種類（法人/自然人）の変更
- 出願人、発明者又は代理人の削除

しかしながら、下記変更の種類は国際出願へのオンラインアクセスの自動停止は**伴いません**：

- 新しい当事者の追加
- 発明者のみのあて名変更
- 以下に関する変更：
 - 国籍
 - 住所
 - あて名の国名
 - 電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
 - 通知方法
 - 指定国
 - 国際出願の書類記号

“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請を送信” ボタンをクリックした後、アクセスが一時的に停止される場合、ユーザは以下のメッセージで警告を受けます：

“規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請が提出されると、機密保持上の理由により、国際事務局における処理が完了するまで ePCT を利用した当該国際出願へのオンラインアクセスが一時的に停止されます”

そしてアクセス停止を伴う提出へ進む前に、他の変更を追加する機会が与えられます。

なお、国際出願の全てのコンテンツへのアクセスが IB による変更要請の未処理のために停止されたとしても、規則 92 の 2 に基づく請求に関する書類を含め、ePCT の国際出願のファイルへすでにアップロードした書類は、“ファイル一覧” から確認可能です。

ePCT システムの“ドキュメントアップロード”機能を利用して規則 92 の 2 に基づく請求を提出する場合、オンラインアクセスは、請求された**変更の種類に関わらず、何れの場合においても**、IB による未処理のため自動的に停止されます。それゆえ、規則 92 の 2 に基づく請求の提出には、上述のアクションの利用が望ましいでしょう。

国際出願へのオンラインアクセスの停止は、出願人保護のための安全措置として実施しています。例えば、出願人又は代理人の名義変更の際、例として、代理人の選任が出願人又は新しい代理人により撤回されたが、先の代理人がまだ ePCT を介して国際出願へのオンラインアクセス権を有している場合のように、アクセス停止は起こり得る問題を防ぐことができます。オンラインアクセスが停止されている限り、ePCT アクセス権の認証を含め、IB が変更要請の手続きを完了するまで、外部のユーザは ePCT を介してオンライン出願へのアクセスができません。IB は用心するにこしたことはなく、請求された変更を審査するまで全てのアクセス権を停止し、必要に応じて、例えば出願人、代理人又は共通の代表者に直接連絡をとるなどして、フォローアップ調査を実施します。

ePCT を介しての国際出願の内容へのアクセスが停止されている際、ワークベンチの“国際出願のステータス”欄は“アクセス停止”を表示します。アクセス停止中に“国際出願番号”欄

で国際出願の内容を閲覧しようとしても、国際出願日及び国際出願のステータスとして“アクセス停止”とだけ表示されます。他の機密データや書類は閲覧できません。またファイル一覧で閲覧可能な書類は過去にご自身がアップロードした書類のみとなります。

アクセスが停止している間は、ePCT アクション機能を活用できないかもしれませんが、“ePCT メッセージの送信”機能を使用したり、“ドキュメントアップロード”タブを利用して関連する国際出願へ書類をアップロードしたりすることは可能です。

規則 92 の 2 に基づく請求が IB により正確に確認された後、システムの状況に応じてアクセス権は再び有効になります。規則 92 の 2 に基づく請求が簡易なものであり、IB において（繁忙期ではなく）通常の時期であれば、当該手続は 2 営業日以内に完了するでしょう。

ePCT を利用した規則 92 の 2 に基づく請求、及び ePCT での国際出願へのアクセス停止の詳細は、下記リンク先の“ePCT ユーザガイド”をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年7-8月号 | No. 7-8/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たな PCT 締約国

ジブチ（国コード：DJ）

ジブチは、2016年6月23日にPCTへの加入書を寄託し、150番目のPCT締約国となり、2016年9月23日からPCTに拘束されます。これにより、2016年9月23日以降に出願された国際出願は自動的にジブチの指定を含みます。また、ジブチはPCTの第II章にも拘束されるため、2016年9月23日以降に出願された国際出願に関し提出された予備審査請求は自動的にジブチを含みます。

さらに、ジブチの国民及び居住者は、2016年9月23日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

世界貿易機関（WTO）

リベリア及びアフガニスタンの加盟

リベリア（国コード：LR）（2016年7月14日付）及びアフガニスタン（国コード：AF）（2016年7月29日付）が世界貿易機関（WTO）の加盟国となり、これによりWTO加盟国数は164となりました。リベリアは工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であり、PCTの加盟国です。しかしながら、アフガニスタンはパリ条約の締約国でも、PCTの加盟国でもありません。PCT規則4.10(a)に従って、パリ条約の締約国に/のために出願された一つ以上の先の出願、又はパリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに/のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができるため、アフガニスタンで出願された先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

以下リンク先のPCTとパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT 統計 2015

PCT 年次報告（2016年版）

PCT年次報告（2016年版）では、2015年のPCTの活動及び進展が要約され、PCT出願に関する包括的な統計（上位出願国、上位出願人、技術分野ごとの出願件数を含む）、2015年の国際特許制度の実績に関する統計、2014年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。

2016年版には、「パリルート」¹よりもPCTルートを選択する出願人の頻度を分析する特別テーマが設けられています。国際的なパテントファミリー²の件数の傾向を評価しており、グローバルレベル及び上位5カ国における、その絶対的な増加数、出願先や平均件数を出願ルート別に分析しています。35の技術分野別、及び国際的なパテントファミリーの件数が最も多い世界の上位100出願人についての同様の情報も提供しています。

PCT年次報告の英語PDF版は、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4052>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。

- グラフや表のイメージ（タイトル、出典及び注記）及び
- グラフや表の詳細なデータ

本報告の仏語とスペイン語版は準備中です。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

新しい2庁間PCT-PPH 試行プログラム

2016年7月1日付で、オーストラリア特許庁（IP オーストラリア）及び欧州特許庁は、新しい2庁間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくはISA/IPEAとしての他国の官庁により作成された、肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも一つ存在する場合）を得たPCT出願に基づき、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細はそれぞれ以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.ipaustralia.gov.au/patents/applying-patent/standard-patent-application-process/examination-standard-patent/ipa-epo-pph>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/06/a54.html>

新しい一方向PCT-PPH 試行プログラム

メキシコ工業所有権庁は、PCT-PPH 試行プログラムを実施している国際調査及び予備審査機関の一覧に、以下の官庁を追加することを国際事務局へ通知しました。

- カナダ知的所有権庁
- スペイン特許商標庁
- 米国特許商標庁

¹ パリルートでは、パリ条約の締約国の官庁へ出願をした出願人は、パリ条約の締約国である他の国の官庁に対し先の出願の優先権を主張した後の出願をすることができます。

² パテントファミリーとは、同一の発明を保護するために一つ以上の官庁へ出願された相互関連のある特許出願群です。国際的なパテントファミリーとは、先の出願を提出した官庁以外の官庁へ特許出願人がした少なくとも一つの出願を指します。

本試行プログラムでは、上述のいずれかの官庁により作成された、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第 II 章）を得た PCT 出願に基づき、メキシコの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes\(PPH\).aspx](http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes(PPH).aspx)

さらに、2016 年 7 月 1 日付けで、太平洋同盟の知的所有権庁の共同宣言の枠組みにおいて、以下の官庁が国立工業所有権機関（チリ）との一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- メキシコ工業所有権機関
- 公正競争・知的財産保護庁（ペルー）（INDECOPI）
- 商工監督局（コロンビア）

これらの PCT-PPH 試行プログラムの利用に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.inapi.cl/portal/publicaciones/608/w3-propertyvalue-911.html>

[http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes\(PPH\).aspx](http://www.impi.gob.mx/servicios/patentes/Paginas/ProgramadelProcedimientoAceleradodePatentes(PPH).aspx)

<https://www.indecopi.gob.pe/documents/20791/368017/Lineamiento+PPH+Peru-AP.pdf/ae4a05ad-f3ec-4e41-ac19-f0e865443906>

[http://www.sic.gov.co/drupal/sites/default/files/files/guia_de_colombia_pph2016\(1\).pdf](http://www.sic.gov.co/drupal/sites/default/files/files/guia_de_colombia_pph2016(1).pdf)

PCT ウェブサイトの PCT-PPH のページは以下のサイトにて、新しいパイロットの情報を含ままもなく更新されます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

イスラエル特許庁：“PCT Direct”パイロットの拡張

2015 年 4 月 1 日から、イスラエル特許庁（ILPO）は、受理官庁（RO/IL）及び国際調査機関（ISA）（ISA/IL）の資格において、ISA/IL に対する手続の効率化と質のさらなる改善を目的とした、新しいサービスである“PCT Direct”を導入しました（*PCT Newsletter* 2015 年 4 月号参照）。当該サービスは当初、RO/IL へ出願された国際出願に対してのみ利用可能でした。

2016 年 7 月 1 日から、当該サービスはその他の受理官庁へも拡張されました。これにより、ISA としての ILPO を選択した PCT 出願人は当該サービスを利用し、選択された受理官庁にかかわらず、“PCT Direct”の書簡を提出することができます。

当該“PCT Direct”では、ILPO がすでに調査した先の出願に基づき優先権主張をする出願人は、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。国際段階においての国際調査報告及び見解書の作成時に、ISA/IL がイスラエル国内出願の先の調査を利

用することが出来る場合は、支払われた調査手数料の 50%が払い戻されます。

国際出願が”PCT Direct” に基づき処理されるためには、以下の要件を満たしている必要があります：

- 非公式コメントが当該国際出願とともに当該受理官庁へ提出されている
- ILPO が ISA として選択されている
- 当該国際出願が ILPO により調査された先の出願に基づく優先権を主張している
- PCT Direct の書簡と先の調査見解への応答が一つの PDF 形式の文書として提出され、”PCT Direct document”と PCT 願書様式（様式 PCT/RO/101）の第 IX 欄の”other（その他）”に記載されている

USPTO: がん免疫療法に関連する特許出願の早期審査

2016 年 6 月 29 日付けで、米国特許商標庁（USPTO）はがん免疫療法（“がん免疫療法試行プログラム”）に関連する特許出願の早期審査を実施する試行プログラムを開始しました。免疫療法を用いてのがんの治療法に関する請求の範囲を含む出願は、出願人が試行プログラムに基づく特別な出願として付与可能な申請をすることで、USPTO の早期審査プログラムの現行の全ての要件を満たす必要がなく、国内段階での審査が迅速に進められます。35U.S.C.371 に基づき米国の国内段階へ移行した PCT 出願も、本プログラムのメリットを享受することができます。

詳細は、以下のリンク先にて USPTO の通知をご覧ください。

<https://www.federalregister.gov/articles/2016/06/29/2016-15533/cancer-immunotherapy-pilot-program#h-4>

試行プログラムの情報は、*PCT 出願人の手引* の US 国内編にも掲載されます。

委任状の放棄

PCT 規則 90.4 (d) 及び 90.5 (c) に基づく通知（知的所有権庁（ベルギー））

受理官庁としての知的所有権庁（ベルギー）は、別個の委任状及び/又は包括委任状の写しを提出するよう規定する PCT 規則 90.4 (b) 及び 90.5 (a) (ii) に基づく要件を放棄する旨を、国際事務局へ通知しました。

委任状の放棄に関する背景情報は、以下リンク先にて、*PCT Newsletter* 2004 年 1 月号の 2 ページをご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2004/pct_2004_1.pdf

(*PCT 出願人の手引* 附属書 C (BE) 及び “PCT 規則 90.4 (b) 及び 90.5 (a) (ii) に基づく委任状の放棄を WIPO へ通知した官庁（又は機関）の一覧” を更新しました。)

所定の PCT 手数料減額の適格性

所定の PCT 手数料減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国々の一覧は、2016 年 7 月 1 日に更新され、以下のリンク先にてご利用可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

国際出願手数料、補充調査取扱手数料及び取扱手数料の90%減額の適用資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧には変更がないことにご留意ください。

欧州特許庁における所定の手数料の75%減額の適用

以下の国が、欧州特許庁へ支払われる所定の手数料の75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国（つまり、世界銀行により低所得及び低中所得経済に格付けされる国）の一覧から削除されました。

モンゴル
パラグアイ

スペイン特許商標庁における国際調査手数料の75%減額の適用

以下の国が、国際調査機関としてのスペイン特許商標庁に支払われる調査手数料の75%減額の適用資格のある国民及び/又は居住者の国の一覧へ追加されました（つまり、世界銀行により低所得、低中所得及び高中所得経済に格付けされ、欧州特許条約締約国ではない国）。

赤道ギニア
ロシア連邦
ベネズエラ・ボリバル共和国

国際出願を提出するには、少なくとも出願人の1人がPCT締約国の国民又は居住者である必要がある（PCT第9条(1)）ことにご留意ください。PCT締約国でない国の出願人はPCT締約国の国民及び/又は居住者である出願人とともにPCT出願を提出する必要があり、全ての出願人が当該手数料減額の適用資格を有する場合にのみ、手数料減額を受けることが可能です。

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいパッチのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2016年7月1日付け version3.51.074.250）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 最新情報

BE：ベルギー（代理人に関する要件）
DE：ドイツ（電話番号）
EC：エクアドル（手数料）
HU：ハンガリー（出願言語、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
ID：インドネシア（手数料）

JP：日本国（手数料）

手数料表 I (a) に掲載されているとおり、2016 年 10 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に対して日本円で支払われる、国際出願手数料、30 枚を超える用紙ごとの手数料、手数料表の項目 4 (c) に示された手数料減額の日本円の換算額が変更されます。

（PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました。）

KZ：カザフスタン（手数料）

KR：大韓民国（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

NA：ナミビア（インターネットアドレス）

NZ：ニュージーランド（手数料）

PT：ポルトガル（E メールアドレス、手数料）

調査手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル）、米国特許商標庁）
補充調査手数料（シンガポール知的所有権庁、ヴィシエグラード特許機構（補遺））

取扱手数料（日本国特許庁）

手数料表 II に掲載されているとおり、2016 年 10 月 1 日から国際予備審査機関としての日本国特許庁へ日本円で支払う、取扱手数料の換算額が変更されます。

（PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました。）

公開スケジュールの変更

2016 年 9 月 8 日の公開

2016 年 9 月 8 日（木）は WIPO の閉庁日に当たる為、通常その日に公開される PCT 出願（公示（PCT 公報）も同様）は 2016 年 9 月 9 日（金）に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2016 年 8 月 23 日（火）の 24 時（中央ヨーロッパ時間（CET））までに国際事務局に受理される必要があります。

PCT 規則改正

特許協力条約及び規則（冊子版）

特許協力条約（PCT）及び、2016 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則のアラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語での最新の冊子版が現在ご購入いただけます。以下のリンク先のページ右側にてご希望の言語をクリックしていただくと、オンラインにてご注文が可能です。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4055&plang=EN>

その他の言語もまもなくご利用可能になります。

PCT 規則の最新条文（オンライン）

2016年7月1日に発効した、PCT規則の最新条文がドイツ語、日本語及びポルトガル語にて、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけるようになりました。

(ドイツ語) <http://www.wipo.int/pct/de/texts/index.html>

(日本語) <http://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>

(ポルトガル語) <http://www.wipo.int/pct/pt/texts/index.html>

アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語の全条文も無料で、それぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

(アラビア語) <http://www.wipo.int/pct/ar/texts/index.html>

(中国語) <http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

(ロシア語) <http://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

英語、仏語及びスペイン語の条文はHTML形式でもご利用いただけます。

PCT 実施細則の修正

2016年7月1日から、PCT実施細則第104、111、217、325、413号及び附属書Dが修正され、第501号が削除されました。2016年7月1日から施行された、これらの修正を含む実施細則への補遺は、PDF形式で英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ以下のPCTウェブサイトから閲覧可能です。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_16add.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_16add.pdf

(スペイン語) http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ai_16add.pdf

実施細則の修正版はHTML形式で英語及び仏語にて、それぞれ以下のリンク先にて閲覧可能です。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html

上述の変更は、PCT官庁へ送付された次の回章にて詳細な説明がされております：C.PCT 1478 (<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1478.pdf>を参照)。

新しい修正されたPCT様式 (2016年7月1日から有効)

以下に記載される新しい修正されたPCT様式は、以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

受理官庁に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/RO/112（国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書）
PCT/RO/118（書類の送付通知書）
PCT/RO/159（優先権の回復の請求についての決定通知書）

又、以下は新しい様式です：

PCT/RO/130（国際公開からの情報の省略の請求命令書）

編集可能な PDF 形式での修正された/新しい様式は、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語にてご利用いただけます。

国際調査機関に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/ISA/218（国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書）

又、以下は新しい様式です：

PCT/ISA/215（国際公開からの情報の省略の請求命令書）

修正された/新しい様式は、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語にてご利用いただけます。

国際事務局に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/IB/375（補充調査請求書）

又、以下は新しい様式です：

PCT/IB/322（国際出願において使用してはならない表現等に関する通知書）
PCT/IB/383（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求命令書）
PCT/IB/384（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求）
PCT/IB/385（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の決定通知書）
PCT/IB/386（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略をしない決定の通知書）

修正された/新しい様式は、英語及び仏語にてご利用いただけます。

国際予備審査機関に関する様式

以下の様式が修正されました：

PCT/IPEA/401（国際予備審査請求書）

編集可能な PDF 形式での修正された様式は、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語及びスペイン語にてご利用いただけます。その他の言語の様式もまもなくご利用可能に

なります。

補充調査に指定された機関に関する様式

以下は新しい様式です：

PCT/SISA/511（国際出願に使用してはならない表現等に関する通知）

PCT/SISA/512（国際公開の対象からの情報の省略請求の要請）

当該様式は、英語、仏語及びドイツ語にてご利用いただけます。

PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2016年7月1日から、PCT 受理官庁ガイドラインの paragraph 30、211、214 及び 333 が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて PCT 回章 C.PCT 1478 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1478.pdf>

これらの修正を含むガイドラインへの補遺は、PDF 形式にて英語、仏語及びスペイン語でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ro_14add.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ro_14add.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ro_14add.pdf

さらに、ガイドラインの更新された全文も、HTML 形式にて英語及び仏語にてそれぞれ以下のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ro/index.html>

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

2016年7月1日から、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの paragraph 4.32、15.35、19.50、22.50、22.51 及び 22.52 さらに、15.88A、22.52A 及び 22.52B が修正されました。詳細は、以下のリンク先にて PCT 回章 C.PCT 1478 をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/2016/1478.pdf>

これらの修正を含むガイドラインへの補遺は、英語及び仏語でそれぞれ以下の PCT ウェブサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe_4add.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe_4add.pdf

また、まもなくスペイン語でも以下のリンク先からご利用いただけるようになります。

http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ispe_4add.pdf

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 規則、PCT 実施細則、PCT 様式、PCT 受理官庁ガイドライン、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの修正

上記、それぞれの項目をご覧ください。

PCT 出願人の手引

PCT の国際段階の詳細情報を含む、*PCT 出願人の手引* の”国際段階の概要” の英語及び仏語版が、2016 年 7 月 1 日付けの PCT 規則改正や、その他の更新を考慮して更新中です。それぞれ以下のリンク先にてまもなく掲載されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/>

ISA 及び IPEA の取決め

ヴィシェグラード特許機構

PCT に基づく国際調査及び予備審査機関としての官庁の機能に関する、WIPO 国際事務局及びヴィシェグラード特許機構間の取決めが 2016 年 7 月 1 日に発効し、英語と仏語でそれぞれ以下のリンク先に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xv.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_xv.pdf

ディスタンスラーニングコース：特許協力条約入門

PCT のディスタンスラーニング基礎コース (DL101PCT) が PCT の全 10 言語で更新されました。更新は 2016 年 7 月 1 日に発効した規則改正、PCT に基づく国際調査及び予備審査を実施する官庁の現状や多少の編集上の修正を含みます。

PCT 制度の紹介と全体概要を提供する本コースは、理解度と進捗度を計るテストを備えた完全な自主学习形式となっています。本コースの全モジュール修了時にコース修了証をダウンロードすることが可能です。無料の本コースを受講希望の方は、WIPO アカデミーの以下ウェブページにて登録可能です。

<http://welc.wipo.int>

WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（若干席に余裕あり）

国際及び国内段階の手続、最新及び今後の PCT の進展、また ePCT での PCT 出願の管理に関する上級者向け PCT セミナーが、2016 年 9 月 26、27 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催されます。当該セミナーは特許管理者、弁理士事務所員及び PCT 制度に精通しているユーザを対象としており、講演者は PCT 分野の経験豊富なスタッフからなります。登録及びセミナーに関する詳細は次のリンク先をご覧ください。

https://www3.wipo.int/registration/en/form.jsp?meeting_id=40645

セミナーへの登録は無料ですが、参加者は 50 人限定です。登録の締切りは 2016 年 9 月 12 日です。セミナーに関する詳細は、pct.our@wipo.int へお問い合わせください。

PATENTSCOPE 検索システム

PATENTSCOPE 検索サービスは、2015 年に英国の国内特許コレクションから 280 万件以上の書誌データ（名称と要約）を追加しました（*PCT Newsletter* 2015 年 10 月号 7 ページ参照）。現在、1859 年までさかのぼる 230 万件の全文を含む、英国国内特許コレクションの明細書や請求の範囲のキーワード検索が可能です。

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 事務局からの通知ではない手数料請求書を受取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“**IPWTO-Intellectual Property World Trade Organization**” 及び“**PATR Servis – Worldwide Patent Service**”からの新たな請求書が発見されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例とともに以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

PCT 出願人や代理人の皆様は、優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみであることにご留意下さい（PCT 第 21 条（2）（a）参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。又、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号：+41 22 338 83 38

Fax 番号：+41 22 338 83 39

電子メール：pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様は、政府又は消費者保護教会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や “苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会” の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

実務アドバイス

公衆による一件書類の利用からの特定情報の省略

Q : 2015 年 7 月末に提出された先の出願の優先権を主張する国際出願を、2016 年 7 月初めに提出しました。当該出願は最近、新しい出願人へ譲渡され、当方は当該出願の代理人として行動するよう出願人により選任されました。譲渡を受けた後、PCT 規則 92 の 2 に基づき、当方を代理人とするとともに出願人を変更する記録の要請を直ちに国際事務局へ提出し、添付書類として委任状と譲渡書類も提出しました。しかしながらその後すぐに、譲渡書類に、提出前に書類から削除し忘れた譲渡の取引金額に関する機密情報が含まれていることに気づきました。公衆による利用から当該情報を省略することは可能でしょうか？もし可能であれば、どう対応すればよいのでしょうか、又期限はあるのでしょうか？

A : PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録要請や、譲渡証のようなあらゆる証拠書類は、当該出願が公開されると、国際出願の一件書類の一部として通常公衆に閲覧可能になります（PCT 第 30 条(1)(a) 及び規則 94.1(b) 参照）。つまり、言及されている当該機密情報は、国際出願が公開されると（この場合 2017 年 1 月末）公衆に利用可能になります。

2016 年 7 月 1 日に PCT 規則 94（一件書類の利用）が改正され、この日以降に提出された国際出願に関し効力を有します。本改正により、出願人は、必要な要件が満たされていることを条件に、公衆による一件書類の利用から国際出願の一件書類に含まれる特定の機密情報の省略を請求することができます。PCT 規則 48 にも同様の改正がなされ、出願人は国際公開の対象から特定の情報の省略を請求することができます（例えば、個人のクレジットカード番号等の特定の機密情報が国際出願に記載されていた場合）；しかしながら、譲渡証は国際出願の国際公開の一部を構成する書類ではないため、PCT 規則 48 の規定は今回のケースには該当しません。しかしながら、譲渡書類は国際出願の一件書類の一部分を構成するため、貴殿のケースは PCT 規則 94 によってカバーされます。

PCT 規則 94.1 の新たなパラグラフ(e) に基づき、IB は、出願人による理由を示した請求の受理により、以下が充足していれば、一件書類に含まれる情報の公衆による利用ができるようにしてはなりません。

- 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと；
- 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること；
- 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと

省略の請求を行うためには、以下の書類を IB へ提出する必要があります。

- 望ましくは様式 PCT/IB/384 を使用した、省略のための理由を示した請求
- 関連情報が省略された差替え用紙、及び
- 差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意喚起する添付書簡

望ましくは ePCT を介して情報の省略請求を IB へ送付することをお勧めしますが、ファックス又は郵便でも送付可能です。

公衆による利用からの情報の省略請求を行う際の特別な期限はありませんが、国際公開の技術的な準備の完了前に当該請求が IB によって受理されるよう確実にすることをお勧めします。国際公開の技術的な準備の完了後に省略請求が IB によって受理されると、IB は少なくとも特定の期間、当該情報が公衆に利用可能になることを回避できないこともあるでしょう。

公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求は、出願人当人による請求、若しくは請求

することが出願人の利益であり、PCT 規則 94.1(e)に基づく公衆による一件書類の利用からの省略の要件を満たしている場合（様式 PCT/IB/383 参照）に IB によって出願人に送付される、当該情報の省略を請求するよう出願人に求める通知に従ってなされる場合もあります。後者の場合、求めの日付から 1 ヶ月以内、又は国際公開の技術的な準備が完了する前の何れか遅く満了する期間（PCT 規則 94.1(e)）に、IB は出願人に請求を提出するよう求めます。しかしながら、たとえ当該情報がすでに公衆に利用可能になっていても、上記期間の満了後いつでも省略の請求が可能です。この場合、IB は当該情報の公衆による利用を省略すべくできる限り速やかに行動するでしょう（必要な要件が満たされている場合）。

公衆による一件書類の利用からの情報の省略請求の審査後、IB は PCT 規則 94.1(e)に基づく基準が満たされているか判断し、以下の手続を行います：

- － IB が請求を認める場合、当初提出された当該情報を公衆による利用から省略し、様式 PCT/IB/385 を使用し迅速にそれを通知します。当該情報が受理官庁、国際調査機関 (ISA)、補充調査のために指定された機関 (SISA) 及び/又は国際予備審査機関 (IPEA) が保有する国際出願の一件書類にも含まれる場合、IB は随時、各官庁/機関へ通知の写しを送付するため (PCT 規則 94.1(f))、官庁はそのような情報の公衆による利用に関する省略請求を把握でき、当該情報へのアクセスを与えないでしょう。さらに、関連する情報は指定又は選択官庁へは送付されません；
- － IB が当該情報を公衆による一件書類の利用から省略しないと決定する場合、IB は様式 PCT/IB/386 により決定の理由を示し、それを通知するでしょう。当該情報は各官庁それぞれの一件書類で閲覧でき、指定又は選択官庁へ送付されます。

省略の請求や省略を認めるか否かに関する IB の決定の通知（肯定的（様式 PCT/IB/385）であれ否定的（様式 PCT/IB/386）であれ）は、公衆からは閲覧できない点にご留意ください。

上述したように、出願人が国際公開の対象から情報の省略を請求できる同様の規則変更も 2016 年 7 月 1 日に発効しました（PCT 規則 48.2(l から n) 参照）。この場合は、国際公開の技術的な準備完了前に、IB が省略請求を受理する必要があります。IB は PCT 規則 48.2(l)に基づく基準が満たされているか判断します。IB が省略の請求を認める場合、国際公開の対象から当該情報を省略します。加えて、当該情報の公衆による利用や、請求に関する一件書類に含まれる文書を公衆が利用できないように処理するでしょう。当該情報が、ISA、SISA 及び/又は IPEA が保有する国際出願の一件書類に含まれている場合にも、随時各官庁へ通知します（PCT 規則 48.2(n)）。

例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく請求の内容、又は受理官庁としての IB へ送付される PCT 規則 26 の 2.3 に基づく優先権の回復請求であっても、全ての文書は、既定では、国際出願の一件書類の一部となり国際公開後公衆に利用可能となるため、どのような書類を証拠として IB へ提出するか常に注意して考慮すべきことに注意しなくてはなりません。機密情報の公開や公衆の閲覧を回避するため、機密情報が提出の文脈と無関係である場合には、最初から”きれいな”形式での文書を提出することも可能です。何れにしても、関連する情報の国際公開又は公衆の利用を回避するためこれらの新しい規定に依拠するためには、PCT 規則 48.2(l)及び 94.1(e)に基づく全ての適用する要件を満たしている必要がある点にご留意ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2016年9月号 | No. 9/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

新たなPCT締約国

カンボジア（国コード：KH）

カンボジアは、2016年9月8日にPCTへの加入書を寄託し、151番目のPCT締約国となり、2016年12月8日からPCTに拘束されます。そして、2016年12月8日以降に出願された国際出願は自動的にカンボジアの指定を含みます。また、カンボジアはPCTの第II章にも拘束されるため、2016年12月8日以降に出願された国際出願に関し提出される予備審査請求は自動的にカンボジアを含みます。

さらに、カンボジアの国民及び居住者は、2016年12月8日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

カンボジアはPCT第64条(5)の規定により、PCT第59条の規定に拘束されないことを宣言しました。

国際事務局への手数料の支払い：小切手受領の終了

国際事務局(IB)の提携銀行による小切手手続きに関する規制導入を受けて、IBは2017年1月1日以降、小切手による支払いを受け付けません。当該日付以降に受領したいかなる小切手も自動的に振出人に返却されます。

これは特に、*PCT出願人の手引* 附属書B2(IB)及びC(IB)に示された手数料の支払いに関連します。受理官庁としてのIBへ支払う手数料（送付手数料、調査手数料や国際出願手数料など）、補充国際調査のために支払う手数料、特別な状況においてIBへ支払われる幾つかの他の手数料（PCT規則48.4(a)に基づく早期国際公開手数料や公開された国際出願の証明付謄本の手数料など）を含みます。

IBに対する手数料のその他の支払方法に関する情報は、下記のリンク先にて、PCT手数料のページの“手数料の支払方法”をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

PCT 最新情報

AU：オーストラリア（手数料）

BW：ボツワナ（所在地、手数料）

CZ : チェコ共和国 (要求する写しの部数、翻訳の要件)
GB : 英国 (手数料)
IS : アイスランド (手数料)
KW : クウェート (一般情報、国内段階移行の要件の概要、管轄国際調査及び予備審査機関)
NO : ノルウェー (国際出願の写しの提出)
QA : カタール (所在地及びあて名、Eメール)
SG : シンガポール (手数料、国際調査及び予備審査の受理言語)
SK : スロバキア (翻訳の要件)
ZA : 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、日本国特許庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

取扱手数料 (シンガポール知的所有権庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT出願人の手引

2016年7月1日に発効したPCT規則改正や他の更新を踏まえて改訂された、PCT国際段階の詳細情報を含む、*PCT出願人の手引*の“国際段階の概要”の英語版が下記リンク先にてご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

仏語版は下記リンク先にてまもなくご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/>

会合文書

PCT同盟総会

2016年10月3日～11日にジュネーブで開催される第48回(第28回臨時)国際特許協力同盟(PCT同盟)総会(PCT総会)のために準備された文書は下記リンク先でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39951

PCT技術協力委員会

2016年5月17日～20日にジュネーブで開催された第29回PCT技術協力委員会の報告書が、当該会合のその他の文書とともに、下記のWIPOウェブサイトにてご利用いただけるようになりました。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=39465

PCTを学ぶビデオシリーズ：国際出願の出願方法

国立工業所有権機関(INPI) (ブラジル) に、PCTを学ぶビデオシリーズのポルトガル語字幕版：“国際出願の出願方法”を作成いただきました。WIPOのPCT法務部副部長のMatthias Reischele-Parkによって紹介される29本の短編ビデオからなるシリーズは（それぞれ約15分）、PCT手続の国際段階及び国内段階における重要な観点や事項への基本的な概要を提供しております。

以下のページからINPIウェブサイトの字幕付ビデオへのリンクをご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/pt/training/index.html>

元のビデオ（字幕なし）は下記リンク先に掲載されております。

<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

他の官庁も当該ビデオの他の言語での字幕版の作成が可能です。

スペイン語でのPCT回章

PCT回章が英語及び仏語に加え、スペイン語でも現在発行されております。2016年に発行されたスペイン語版の回章の全てを下記リンク先にてご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/es/circulars/index.html>

RO/IBへの直接出願

受理官庁としての国際事務局(RO/IB)への直接出願の情報に関し、全てのPCT10言語にて、若干の更新がありました。以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

PCT規則改正

特許協力条約及び規則（冊子版）

特許協力条約(PCT)及び2016年7月1日に発効したPCT規則の独語、イタリア語及びポルトガル版が、アラビア語、中国語、仏語、ロシア語及びスペイン語版に加え、ご購入可能となりました。下記リンク先のページ右側にてご希望の言語をクリックしていただくと、オンラインにてご注文可能です。

<http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4055&plang=EN>

アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語（右端にあり）、日本語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語での条約及び2016年7月1日に発効した規則は、下記PCTウェブサイトにて無料でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

ブダペスト条約

ブダペスト条約に関する一般情報

WIPOが管理する、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は、バイオテクノロジーに関する発明の分野で重要な役割を担っています。発明が一般に公開されていない微生物や他の生物材料（以下、微生物）、又はその利用を含む場合、特許出願においてそれを単に記載するだけでは十分な開示とならない場合があります、多くの国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

ブダペスト条約は、特許保護を求めるそれぞれの国においてそのような試料を寄託する必要性を排除することにより、この手続きを促進します。ブダペスト条約は、全締約国の国内特許庁や当該条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する特許手続の目的のためには、何れかの国際寄託当局 (IDA)へ寄託すれば十分であると規定しています。PCT出願の場合、寄託についての情報もまた、その出願に記載されることが必要です。当該条約はそのため、微生物を含む特許発明に関する開示要件を満たす、効率的で、円滑で、且つコスト効率の良い方法を出願人に提供します。

ブダペスト条約の詳細は、次のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/budapest>

ブダペスト条約に関する2015年の統計

2016年8月31日現在、ブダペスト条約の締約国は80あり、45のIDAが存在します。最も最近加盟した締約国はコロンビアで、2016年7月26日に条約が発効しました。

2015年におけるブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する統計は、43のIDAからの回答に基づき、以下のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/micros/>

2015年の統計についていくつかご紹介します。

2015年の全寄託件数（4,893）は2014年（4,952）と比較して同水準にとどまり、試料の分譲は2014年に比べ10%の増加を示し、合計2,673となりました。

2015年に寄託件数の多かったIDA上位8機関は以下の通りです（括弧内の変化率は2014年比）。

1. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	1,645	(+3%)
2. China Center for Type Culture Collection (CCTCC) (CN)	1,055	(+13%)
3. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	653	(-33%)
4. Korean Collection for Type Cultures (KCTC) (KR)	231	(+14%)
5. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	217	(+29%)
6. National Collections of Industrial, Food and Marine Bacteria (NCIMB) (GB)	157	(+7%)
7. Agricultural Research Service Culture Collection (NRRL) (US)	155	(+53%)
8. Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM) (KR)	145	(-2%)

寄託先の上位国に関して言うと、中国と米国の2015年の寄託件数は全体の71.7%（それぞれ55.2%及び16.5%）を占め、1981年（ブダペスト条約が運用可能となった年）から2015年末までの全寄託件数では全体の55.65%（それぞれ20.5%及び35.15%）を占めます。

WIPO Pearl最新情報：言語インターフェース及びデータベースの改善

WIPO PearlはWIPOの多言語の専門用語ポータルであり、PCTの全10公開言語における、PCT出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要なPCTの法律用語へのアクセスを無料で提供しています。公開言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

WIPO Pearlへ以下の改善がなされましたのでご紹介いたします。

新しい言語インターフェース

WIPO Pearlのインターフェースが、英語に加え、現在、仏語、日本語及びスペイン語にてご利用いただけます。ユーザは画面右上でご希望の言語を選択可能です。アラビア語、中国語、ロシア語版も追加される予定です。

専門用語データベースの改善

専門用語データベースに、5,000の新しい用語と1,000の新しい概念関連性が追加されました。データベースにはWIPOのPCTの言語専門家（翻訳者やターミノロジスト）によって全て入力され検証された120,000以上の特許用語及び17,000の特許関連概念が現在収録されています。12,000近くの概念がデータベース上で他の概念と関連付けられ、コンセプトマップ検索でこのような関係性を調べることができます。

大学との共同研究により得られた新しい概念/用語

上述のデータベースの更新には、アイルランドのダブリンシティ大学の応用言語異文化間研究科(SALIS)でターミノロジー研究を選考している修士課程の学生との共同研究によって得られた105の概念と440の専門用語を含みます。中国語、英語、仏語、独語、日本語又はスペイン語で作業をする学生が、有機エレクトロニクス分野の用語対訳データをWIPOに提供し、WIPOが検証して収録されました。

このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、Eメール(wipopearl@wipo.int)にてWIPOまでご連絡ください。

WIPO Pearlは下記リンク先にてご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

実務アドバイス

国際調査と補充国際調査の相違

Q: 国内段階で新たな先行技術が引用される可能性を最小限にとどめたく思っており、国際出願において補充国際調査を請求できることを認識しています。国際調査と補充国際調査の相違

を説明していただけますか？

A: 国際調査は全ての国際出願に対し自動的に実施されるものです（国際調査機関(ISA)が、PCT 第 17 条(2)に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言する場合を除く）。補充国際調査は国際調査に加えて請求することができる任意の調査です。主国際調査は、PCT 最小限資料に加え、国内(又は広域)官庁としての役割において ISA により調査される追加の文献もカバーします。補充調査のために指定された機関(SISA)の幾つかは、主国際調査を実施する場合のように文献全体をカバーする完全な調査を行います。幾つかの機関は異なる調査の範囲を提供し、そのため異なる料金の補充調査手数料を課すことがあります。例えば、完全な調査の提供に加えて、特定の言語又は複数言語、若しくは特定の技術分野における文献をカバーする限定的な調査を提供する場合があります。したがって、補充国際調査を請求することは、調査の言語的又は技術的な範囲を拡充し得て、国内段階で新たな先行技術が引用されるリスクをさらに軽減するでしょう。

2 種類の調査のその他の相違を以下に列挙します。

調査請求の仕方；調査請求の言語

出願人は国際調査の実施を特別に請求する必要はありません – 国際出願の出願が国際調査実施の請求を構成するものとなります。補充国際調査は任意であるため、特別に請求する必要があります。PCT ウェブサイト (<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>) にて編集可能な PDF 形式で提供されている様式 PCT/IB/375（補充調査請求書）を記入していただくのが望ましいでしょう。当該様式はドキュメントアップロード機能を介して ePCT にてアップロードが可能です。

1 つの国際調査は ISA により一度だけ行われます。しかしながら、補充国際調査の場合は、出願人が複数の SISA による別個の補充国際調査の実施を希望し、必要となる追加手数料を支払う用意があれば、同一の国際出願に関して複数の補充国際調査を請求することができます。別個の補充調査請求書が各 SISA に対し提出される必要があります。

補充調査請求書は英語又は仏語で国際事務局(IB)へ提出する必要がある点にご留意ください。

調査機関の選択

国際調査の場合、出願人が ISA として選択可能な官庁は、該当する国際出願が出願される受理官庁により基本的に決定され、通常は、かなり選択肢は少ないです（また場合によっては 1 つの管轄 ISA のみ選択可能）。しかしながら、補充国際調査を請求する場合には、選択する機関が主国際調査を実施している/実施した ISA ではないことを条件に、補充国際調査を実施する準備があることを IB に通告した何れの ISA も自由に選択することができます（PCT 規則 45 の 2.9(b)）。最近 3 つの官庁（シンガポール知的所有権庁、ウクライナ国家知的所有権庁及びヴィシェグラード特許機構）が追加されたため、現在、（稼動している 21 の ISA のうち）以下に列挙する 9 つの官庁が SISA として行動しています：

AT	オーストリア特許庁
EP	欧州特許庁
FI	フィンランド特許登録庁
RU	連邦知的所有権行政局
SE	スウェーデン特許登録庁

SG	シンガポール知的所有権庁
UA	ウクライナ国家知的所有権庁
XN	北欧特許機構
XV	ヴィシェグラード特許機構

特定の SISA は、主国際調査が行われた対象の制限を超えて補充国際調査が実施される場合の制限や条件に加えて、ある一定期間において実施される補充国際調査の最大件数について制限を設けている点にご留意ください。補充国際調査の範囲に関する制限の情報は、*PCT 出願人の手引* の各官庁の附属書 SISA をご覧ください。

調査を請求する期間

国際調査の請求は国際出願の出願時に効果的に行われています。ただし、出願人は優先日から 19 ヶ月の満了まで¹補充調査請求書を提出することができ、補充国際調査を請求することが該当する出願にとって最適なことであるかどうか、慎重に検討する時間があります。主国際調査の結果を入手していることが、出願人が補充国際調査が有益であるかどうか決定するのに役立つでしょう。多くの場合、時間が許容すれば、補充調査請求は出願人が ISR を受理した後のみ、提出されます。

調査に支払う手数料

各 ISA 及び SISA はそれぞれの手数料を設けています。幾つかの事例では、ある特定の官庁により実施される補充国際調査に支払う手数料は、当該官庁により実施される国際調査に支払う手数料と同額です。例えば、ISA 及び SISA としての欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、スウェーデン特許登録庁が当該事例にあたります。しかしながら、幾つかの官庁においては異なる手数料を支払います。例えば、補充調査が特定言語においてのみ実施される場合においては、より少ない文献を調査するため、補充調査手数料は低くなるでしょう。SISA としてのロシア連邦知的所有権特許商標行政局は、国際出願の対象が人体又は動物の体の処置方法に関するものであるため、国際調査報告を作成しない旨が ISA により宣言されている特別な場合においては、独立国家共同体文献の通常の調査より高い料金にて、PCT 最小限資料の完全な調査を提供していることにご留意ください。

各官庁に支払う手数料の詳細は、PCT 手数料表 I(b) をご覧ください。補充国際調査の場合は、補充調査取扱手数料（現在 200 スイスフランに設定）も IB のサービスに対して支払います。

国際調査に支払う手数料は受理官庁により徴収されますが、補充国際調査に支払う手数料は IB によりいずれも徴収されます。

発明の単一性

主国際調査の場合、ISA が発明の単一性が欠如していると見なす場合、複数の発明の調査のための追加手数料を支払うよう出願人に対し求めることができます（PCT 規則 40.1）。しかしながら、補充国際調査の場合は当選択肢は存在しません—SISA が国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、追加手数料の支払いを出願人には求めずに、請求の範

¹ 2016 年 10 月に開催される PCT 同盟総会において、期限を優先日から 22 ヶ月まで延長することが検討される予定です。採択されると、結果として生じる PCT 規則 45 の 2.1(a) の改正は 2017 年 7 月に発効し、2017 年 6 月 30 日まで効力を有する PCT 規則 45 の 2.1(a) に基づく補充調査請求書の提出期限が、2017 年 7 月 1 日にまだ満了していない国際出願に適用されます。

囲に最初に記載されている一の発明のみを調査するでしょう(PCT規則45の2.6(a))。ただし、出願人は、補充調査請求書の第IV欄に記載している場合には、ISAが特定する発明のうち主発明(PCT第17条(3)(a)参照)以外の一の発明に補充国際調査を減縮することを、SISAに求めることができます(PCT規則45の2.1(d))。

ISAが国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認め、補充国際調査を開始する前にSISAがISRを利用することができる場合には、主国際調査の対象とならなかった請求の範囲を調査から除外することができます(PCT規則45の2.5(d))。しかしながら、SISAはISAに同意する義務はなく、発明の単一性に関して独自の所見を有することがあります。

調査報告の作成期間

ISAは当該ISAによる調査用写しの受領から3ヶ月の期間(優先権が主張されている場合には、通常優先日からおよそ16ヶ月以内)又は優先日から9ヶ月の期間のうち、いずれか遅く満了する期間にISRを作成することとなっています(PCT規則42.1)。補充国際調査報告(SISR)に関しては、SISAは、補充調査請求書を受領しISRが作成された後にのみ補充国際調査を開始します。しかしながら、ISRが遅れている場合には、遅くとも優先日から22ヶ月の期間に調査を開始するでしょう(PCT規則45の2.5(a))。SISRは優先日から28ヶ月までに作成されます(PCT規則45の2.7(a))。

調査報告の内容

SISRは通常、主ISRと内容や外観が似ています。しかし、当該報告には発明の名称及び要約書に関するコメントや対象の分類も含まれておりません。さらに、補充国際調査中に発見された他の文献との関連で読む際の新たな関連性のために必要な場合以外は、ISRですでに引用された関連する先行技術文献を再掲載することを必要としません。SISRでは(主国際調査とは異なり)見解書が作成されないことから、SISRは、場合によっては主ISRで記載されるよりも文献の引用に関する詳細な説明を含むことがあります。そのような追加情報が先行技術の完全な理解に役立つためです。さらに、実施された補充調査の範囲に関して追加のコメントが含まれている場合もあります。これは、主ISRのメリットを享受せず補充調査が実施された際に特に関連があります。

調査結果の公開

ISRは国際出願の一部として、優先日から18ヶ月の満了後速やかに公開されます(PCT第21条(2)(a))。しかしながら、SISR自体は、国際公開の一部としては公開されません。とは言っても、国際出願がすでに公開されている場合は、IBがSISRを受領してから速やかに、PATENTSCOPEにて一般に閲覧可能になります。国際出願が国内段階へ移行する際に、ISR及びSISRのいずれも指定官庁へ送付されるでしょう。

国際調査及び補充国際調査の詳細は、*PCT出願人の手引*、国際段階の概要第7及び8章、またISA及びSISAの詳細は、*PCT出願人の手引* 附属書D及びSISAをそれぞれ以下のリンク先からご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

補充国際調査の更なる情報は、補充調査請求書の様式に記載された注釈や*PCT Newsletter* 2008年12月号のカバーページ、2011年4月号の9ページ及び2012年1月号の10ページを

ご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年10月号 | No. 10/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の実務者向け知的財産権制度説明会において、PCTに関する最新のトピックスを紹介いたします。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。http://www.jiii.or.jp/h28_jitsumusya/

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 48 回 PCT 同盟総会（PCT 総会）が 2016 年 10 月 3 日から 11 日までの期間、ジュネーブにて開催されました。会合の要約に参照される文書は WIPO ウェブサイトの下記リンク先から閲覧可能です。

PCT 総会の文書（利用可能になればその報告書を含む）：

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/48

PCT 作業部会の文書：

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/9

本総会はトルコ特許機関（TPI）を PCT における国際調査機関及び国際予備審査機関として選定しました（文書 PCT/A/48/4）。この選定は、当該官庁が運用を開始する準備ができたことを通知する将来の日付から有効になります。

本総会は文書 PCT/A/48/3 の附属書に記載された PCT 規則の改正を採択しました。本改正は以下からなります：

- PCT 規則 45 の 2：補充国際調査を請求する期限が、優先日から 19 ヶ月から 22 ヶ月へと延長されました。詳細は文書 PCT/WG/9/6 及び文書 PCT/WG/9/27（パラグラフ 123）をご参照ください。
- PCT 規則 23 の 2：受理官庁による先の出願の調査又は分類結果の詳細を、原則として出願人の許諾無しで国際調査機関（ISA）へと送付する義務に関して、当該規定と、PCT 第 30 条(3)の規定によって適用される PCT 第 30 条(2)(a)に基づく受理官庁の秘密保持規定との関係が明確化されました。詳細は文書 PCT/WG/9/5 をご参照ください。
- PCT 規則 4.10(d)及び 51 の 2.1(f)：当該規則の下で残されていた留保の通知が取下げられたことを受けて、これら 2 つの“不適合規定”が削除されました。詳細は PCT/WG/9/12 をご参照ください。

これらの改正は 2017 年 7 月 1 日に発効します。

本総会はまた、PCT 作業部会（文書 PCT/A/48/1）及び PCT 国際機関会合の品質サブグループ（文書 PCT/A/48/2）により実施された作業に関する報告に留意し、さらなる作業についての勧告を承認しました。これらの事項はそれぞれ *PCT Newsletter* 2016 年 5 月号と 2 月号で報告されました。

国際出願の電子出願及び手続

ドミニカ共和国及びパナマによる電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

国立工業所有権庁（ドミニカ共和国）及び工業所有権登録総局（DIGERPI）（パナマ）は、受理官庁の資格において（RO/DO 及び RO/PA）、2016 年 11 月 1 日から、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局（IB）に通知しました。両官庁は ePCT ポータルの ePCT-Filing（ePCT 出願）機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に表示されています。

電子形式による国際出願の提出に関する上述官庁の詳細を含む通知は、2016 年 10 月 20 日の公示（PCT 公報）に掲載されます。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

（PCT 出願人の手引 附属書 C（DO 及び PA）が更新されました。）

ePCT を利用して EPO へ中間書類をオンライン送付する新しい機能

2016 年 11 月 1 日から、出願人は ePCT プライベートサービスを利用して、PCT 規則 89 の 2.2 に基づく国際出願に関する中間書類の欧州特許庁（EPO）へのオンライン送付が可能になります。これらの書類には国際予備審査請求書及び PCT 第 34 条(2)(b)に基づくいずれの補正も含まれます。当該機能では国際予備審査請求書に関する手数料の支払いを表示することも可能になります。

詳細は、EPO 公報に掲載された“PCT 第 II 章に基づく請求を含む、PCT に基づく中間書類のオンライン出願に関する 2016 年 9 月 23 日付けの欧州特許庁からの通知”を下記リンク先にてご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/09/2016-09.pdf>

PCT 最新情報

CZ：チェコ共和国（国の名称）

“チェキア”の名称が“チェコ共和国”の代わりに使用されることが国際事務局に通知されました。二文字コード“CZ”は変更ありません。

（PCT 出願人の手引 のいくつかの箇所が更新されました。）

DJ：ジブチ（一般情報、受理官庁としての要件及び国内段階移行の要件の概要）
DO：ドミニカ共和国（電子出願、手数料）
GB：英国（要求する写しの部数、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
HR：クロアチア（手数料、代理人に関する要件）
IN：インド（電話番号及びEメールアドレス）
MX：メキシコ（所在地とあて名、Eメールアドレス、電話番号、手数料）
PA：パナマ（電子出願、手数料）
SK：スロバキア（インターネットアドレス）
UA：ウクライナ（あて名）

調査手数料（オーストリア特許庁、韓国知的所有権庁）

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2016年10月1日付け version 3.51.075.251）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報

セミナー資料

PCT手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料が、2016年7月1日に発効したPCT規則改正を反映し2016年10月5日に英語、日本語及びスペイン語にて更新されました。それぞれ下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf

http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf

http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf

その他の言語はまもなく掲載されます。

加えて、2016年9月26、27日にジュネーブのWIPO本部にて開催された上級者向けPCTセミナーに基づいたセミナー資料が英語でご利用可能です。下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/advanced_seminar.pdf

資料に含まれる情報は、国際及び国内段階での手続やePCTでのPCT出願の出願や管理、又PCTの最新及び今後の動向をカバーしております。

偽の手数料の支払い請求に関する警告：詐欺行為を行う組織に対する法的措置

詐欺行為を行う組織に対する法的措置の成功事例に関する情報を、現在下記のリンク先から閲

覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/en/warning/judgments/successes.html>

当該情報は、米国フロリダ裁判所及びチェキア（前チェコ共和国）最高裁判所の裁決を含みます。

IPO 閉庁日の検索エンジン

改善されたナビゲーション機能を有する、知的所有権庁閉庁日のための検索エンジンの新しいデザインが中国語、英語、仏語及びスペイン語にてそれぞれ下記のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=ZH>

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=FR>

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=ES>

PCT 様式

様式 PCT/IB/384（国際公開及び/又は公衆による一件書類の利用からの情報の省略の請求）が現在、英語及び仏語の編集可能な PDF 形式にてご利用いただけます。それぞれ下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed_ib384.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/forms/ib/editable/ed_ib384.pdf

PATENTSCOPE 検索システム

WIPO 翻訳が書誌データ及び日本語と仏語の長文文献に利用可能

WIPO が開発した機械翻訳ツールであり PATENTSCOPE のユーザインターフェイスにて利用可能な WIPO 翻訳は、英語から日本語及び仏語の文献全文又はその逆の翻訳の提供を開始しました。当該機能は中国語文書全文で去年導入されました。

WIPO 翻訳は次のいずれの言語間の書誌データの翻訳も提供します：独語、英語、スペイン語、仏語、日本語、韓国語、ロシア語及び中国語。英語以外の言語での書誌データは最初に英語へ翻訳されてからサポートされるいずれかの言語へ翻訳されます。例えば、WIPO 翻訳を利用して中国語の書誌データをロシア語へ翻訳することができます。

これまでのバージョンでは、WIPO 翻訳は特許文書に特化して開発されてきており、安全な https プロトコルで運用されています。独立した評価ツールでは他の一般的に利用されているものより正確であると示されており、その結果、ユーザは他の翻訳ツールに比べ、発明の性質に関するより優れた明確な見解を得ることが可能です。

PCT に関する記事

WIPO マガジン（2016 年第 5 号）から以下の記事へのリンク先が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事” ページへ追加されました。

フランス ガリ事務局長 知的財産分野におけるマルチテラリズムへの挑戦

2016年10月3日から11日まで開催されたWIPO総会にて、WIPO事務局長のフランスガリ氏は知的財産分野におけるマルチテラリズムへの挑戦に関する見解を共有しました。PCTに関して彼は述べています：

“IPシステムにおいて私たちは大規模な変革を認識しています。明白な事例の一つとしてイノベーションの地理的変動です。WIPO PCT制度における特許出願上位5カ国のうち、現在アジアの3カ国が占めています。米国に次いで日本と中国が第2位と3位を占め、ドイツに次いで大韓民国が第5位となっています。これは過去20年にわたる発展を認識してきた大きな変革です。同様の変動が科学や創造的な生産分野でも起きています。これは大規模な変革が続いていく分野でしょう。”

記事全文及びWIPOマガジンからの他の抜粋は、下記リンク先にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html

WIPOマガジン2016年第5号は、下記リンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2016/wipo_pub_121_2016_01.pdf

実務アドバイス

国際出願の早期公開請求

Q: まもなく国際出願が出願される出願人の代理人です。出願人は出願が早期に公開され、発明が出来る限り早く先行技術の一部になることを望んでおります。PCT第21条(2)(b)に基づき、出願の早期公開を請求する場合、認識しておくべき事項はあるでしょうか？

A: 国際出願は公開されると速やかに先行技術の一部となります（PCT規則34.1(b)(ii)参照）。より早期の公開は、競合他社が通常よりも早く貴殿の出願内容を確認することが可能になることを明らかに意味します。さらに、出願の早期公開は同様の分野での貴殿の後続の出願に関して貴殿に対し引用される可能性があるため、早期公開は非常に慎重に考慮される必要があります。とはいえ、多くの出願人にとって、早期公開は大きな利点をもたらす可能性があります。より早期の公開は第三者により出願される特許出願の今後の調査において、結果的に通常よりも早い期日から効力を有する先行技術として引用され得る可能性があります。これは同様の又は密接に関連する発明の特許を第三者が取得することをより妨げやすくするでしょう。これが貴殿を競合他社より優位な立場にさせるでしょうし、国内段階移行の予定がない国において特に有益になることがあります。より早期の公開は発明が公衆にとりより早く利用可能になることも意味し、特定の指定（選択）官庁及び特定条件の下、より早く暫定的な保護が付与される場合があるでしょう。

国際公開は通常、優先日から18ヶ月の満了後速やかに行われます（PCT第21条(2)(a)）。上述期間の満了前に国際出願の公開を国際事務局(IB)に請求する場合（PCT第21条(2)(b)）、通常よりも早く公開が行われます。ePCTプライベートサービスの“早期公開請求”のAction機能を利用してIBへオンラインの請求を提出することによりこれを行うことが可能です。早期公開請求に署名し提出した後、ePCTのAction機能が、IBの手続のため適切に提出されたことを確認す

るメッセージが表示されます。国際出願の早期公開は ePCT パブリックサービスへ署名済みの書簡をアップロード又は IB へのファックスやメールの送付による方法でも請求が可能です。

必要な手数料が支払われたことを条件に、IB は早期公開請求の受理後速やかに国際出願を公開するよう最大限努めます。ただし、IB は実務的な理由で、出願の公開準備に時間が必要なため、公開は即時には行われないうことにご留意ください。例えば、要約がまだ翻訳されていない場合、PCT 翻訳部が翻訳に時間を必要とするでしょう。IB は早期公開請求の受理を認め、新しい公開予定日を通知します。

ただし、国際出願の早期公開請求は、国際段階の特定の手続に影響する可能性があるため、そのような請求を行う前に以下の事項を考慮するようお勧めいたします。

受理官庁としての IB (RO/IB) への国際出願

国際公開が国際段階において出来る限り早期に行われるよう請求することを望まれる場合には、RO/IB に出願する利点を考慮してもよいでしょう—受理官庁として行動する国内及び広域官庁が IB へ記録の写しを転送するのに費やす時間を省き、公開前の手続の時間を短縮できるでしょう。RO/IB への国際出願に関する情報は、下記ウェブサイトにて“PCT 受理官庁(RO/IB)としての国際事務局への直接出願”をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

IB が ISR をまだ利用可能でない場合の早期公開請求

国際出願の早期公開を非常に早い時期に請求する場合、国際調査機関(ISA)は国際調査を実施する時間がないことがあり、その場合国際出願は国際調査報告(ISR)なしで公開されなければなりません(若しくは、場合によっては、PCT 第 17 条(2)に基づく宣言により ISA は調査を実施しません)。ISR を国際出願と共に公開することができない場合には、IB は PCT 出願人の手引 附属書 B (IB) に表示されている料金である、特別公開手数料(執筆時は、200 スイスフラン)を課すでしょう。早期公開請求の受理後及び特別手数料の支払い後、国際公開は出来る限る速やかに行われます。ISR の受理後、国際出願は再公開されます。又 PCT 第 19 条(PCT 規則 46.1 参照)に基づく請求の範囲への補正を行うために ISR の作成から 2 ヶ月若しくは優先日から 16 ヶ月(いずれか遅く満了する期間)の期間があるため、IB が当該期間内にそのような補正を受理する場合、国際出願は再度公開されます。

IB が国際調査報告(ISR)を利用可能である場合の早期公開請求

IB が ISR をすでに利用可能な場合には、早期公開請求を行うための手数料の支払いはありません。国際公開は出願人の早期公開請求の受理後速やかに IB により行われるでしょう。上述のように、PCT 第 19 条の補正を行うのに ISR の作成から 2 ヶ月若しくは優先日から 16 ヶ月(いずれか遅く満了する期間)の期間があり、IB が当該期間内に補正を受理すれば、国際出願は再公開されます。

通常より早めに取るべき行動

国際出願の早期公開を請求する場合、公開の技術的な準備の(より早めの)完了前(通常国際公開の 15 日前に完了)に取るべき特別な行動があります。技術的な準備の完了前に十分な時間を持って準備する必要がある行動を以下に説明します。

- 出願人、代理人、共通の代表者又は発明者に関する PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を国際公開に反映する場合の当該変更の請求。
- 国際出願の様式上の欠陥の補充：公開される国際出願に補充の内容も含めたい場合、国際出願のあらゆる様式上の欠陥は早期公開を請求する前又は請求時に補充されるべきです。とはいえ、受理官庁が、国際公開の技術的な準備の完了後に満了する期間を提示して補充をするよう求め、公開の技術的な準備の完了後に補充を提出する場合には、いずれの補充も国際出願の再公開の対象になるでしょう。
- 優先権の主張の補充又は追加：PCT 規則 26 の 2.1(a)に基づく優先権主張の補充又は追加を請求する必要がある場合は、国際出願の早期公開の請求前に行われるべきでしょう。一後から行う場合は、早期公開請求が国際公開の技術的な準備の完了前に取下げられていなければ、補充/追加の請求は提出されていないものと見なされます（PCT 規則 26 の 2.1(b)）。
- 国際段階での優先権回復の請求：PCT 規則 26 の 2.3¹に基づく優先権回復の請求を希望される場合は、国際出願の国際公開の技術的な準備の完了前に回復請求の全ての要件²が満たされている必要があります（当該完了日が優先権期間の満了日から 2 ヶ月の優先権回復請求期間の満了前に当たる場合）（PCT 規則 26 の 2.3(e)）。
- 生物材料の寄託に関する言及を含めること：国際出願の出願時にすでに寄託された生物材料に関する表示の提出を求める指定（選択）官庁が幾つかありますが、早期公開の請求時にそのような表示を提出するよう求める官庁もあることにご留意ください（PCT 規則 13 の 2.4(c)）。これに関する指定官庁の要件の詳細は、*PCT 出願人の手引* 附属書 L をご参照ください。
- 国際公開のための国際出願の翻訳：国際出願の出願言語が公開言語ではない場合で、公開の技術的な準備の完了日が優先日から 14 ヶ月の満了前に当たる際には、当該準備の完了前に翻訳が提出されるよう確実にすべきです（PCT 規則 12.4(a)）。
- 国際公開を回避するのに十分な時間においての PCT 規則 90 の 2.1、90 の 2.2 又は 90 の 2.3 に基づく国際出願、指定又は優先権主張の取下げ。

PCT 規則 4.17 に規定する申立ての追加のための PCT 規則 26 の 3 に基づく期間、及び PCT 規則 17.1(a) に基づく優先権書類を提出する期間は、早期公開請求による影響はありません。

国内段階への早期移行

早期に特許を取得するため、特定の指定（又は選択）官庁に対して国内段階への早期移行の請求（PCT 第 23 条(2)及び第 40 条(2)）を考慮したい場合もあるでしょう。これは国際公開後暫定的な保護を付与しない官庁に関し特に有益なものになるでしょう。国際出願の国際公開は国内段階移行への条件ではありませんが、特定の指定（選択）官庁の国内法令は当該出願の国内

¹ つまり、先の出願の優先権の主張をしており、当該優先権期間内に国際出願が提出されなかったが、当該満了の日から 2 ヶ月の期間内に提出する場合、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらずそのような事態が生じた、又は故意ではなかったことを説明することができます。

² つまり、受理官庁への回復請求の提出（優先権期間内に国際出願が提出されなかったことの原因を記載する書面を含む）、欠落している優先権主張の追加請求の提出及び適用される手数料の支払いを意味します。

審査を開始する前に国際公開が行われたことを求める場合もある点にご留意ください。早期国内段階移行の詳細は *PCT Newsletter* 2006 年 8 月号及び 2011 年 10 月号をご覧ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年11月号 | No. 11/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の実務者向け知的財産権制度説明会において、PCTに関する最新のトピックスを紹介いたします。事前のお申し込みは必要ですが**無料**ですので是非ご参加ください。http://www.jiii.or.jp/h28_jitsumusya/

2016年11月28日（月）千葉

2015年12月7日（水）愛知

2016年12月2日（金）東京

2015年12月13日（火）香川

2016年12月5日（月）大阪

PCT 規則 23 の 2.2(b)及び(e)に基づく不適合通知

2015年10月のPCT総会において、受理官庁が先の調査又は分類に関する書類を国際調査機関（ISA）へ送付することに関する新しいPCT規則23の2が採択され、当該規則は2017年7月1日に発効します。新しいPCT規則23の2.2(a)は規定しています：

“規則41.2の規定の適用上、国際出願が、受理官庁として行動する官庁と同一官庁に出願された一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴い、当該官庁が先の出願について先の調査を実施している場合又は先の出願を分類している場合、当該受理官庁は、本規則(b)、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、調査用写しとともに先の調査の結果の写しを当該官庁が入手可能な形式（例えば、調査報告、列記された先行技術の一覧表又は審査報告の形式）で、及び、既に入手可能な場合、当該官庁が付与した先の分類の結果の写しを国際調査機関に送付するものとする。当該受理官庁は、国際調査を実施する目的で、国際調査機関にとって有用であると認められる先の調査に関するさらなる書類を、当該機関に送付することもできる。”

未公開の出願に関連する情報の利用に関する国内法令の相違を考慮して、受理官庁は、以下に説明されるように、不適合通知を提出する機会が与えられました。

PCT 規則 23 の 2.2(b)に基づく通知

新しい規則 23 の 2.2(b)は、国際出願と共に提出された**出願人の請求により**、先の調査結果を国際調査機関へ送付しないと決定できることを、2016年4月14日までに国際事務局（IB）へ通知するよう受理官庁に許可しました。

以下の国の（受理官庁としての）官庁が上述の不適合を IB へ通知しました。

DE ドイツ

FI フィンランド

SE スウェーデン

PCT 規則 23 の 2.2(e)に基づく通知

新しい規則 23 の 2.2(e)は、**出願人の許諾なし**で PCT 規則 23 の 2.2(a)に規定される写しを送付すること、又は PCT 規則 23 の 2.2(a)に規定されるような特定の形式での写しを送付することが、2015 年 10 月 14 日付けで受理官庁の適用する国内法令に適合しない場合、2016 年 4 月 14 日までに IB へ通知するよう受理官庁に許可しました。

以下の国の(受理官庁としての)官庁が上述の不適合、及びその適用範囲を IB へ通知しました。

AU	オーストラリア
CH	スイス
CZ	チェキア
FI	フィンランド
HU	ハンガリー
IL	イスラエル
JP	日本国
NO	ノルウェー
SE	スウェーデン
SG	シンガポール
US	米国

関連する各官庁の上述の不適合が適用される範囲についての詳細は、2016 年 10 月 20 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。下記のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

当該情報により、“PCT 留保、申立て、通知及び不適合”の表が更新されます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

新しい PCT 規則 23 の 2 の全文は、下記のリンク先の文書 PCT/A/47/9、附属書 II (4 及び 5 ページ)にてご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/pct_a_47/pct_a_47_9.pdf

また新しい PCT 規則 23 の 2 に関する背景情報は、下記のリンク先の文書 PCT/WG/8/18 及び文書 PCT/WG/8/25 (パラグラフ 60 から 70 まで)をご参照ください。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593

国際出願の電子出願及び手続

日本国特許庁

受理官庁 (RO/JP) としての日本国特許庁 (JPO) は、2017 年 1 月 1 日から、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して提出される電子形式での国際出願を受理しないことを国際事務局 (IB) へ通知しました。当該日からは、JPO PAS のみが RO/JP に対しての電子出願方法となります。

さらに、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての JPO は、JPO PAS によりサポートされる範囲での電子形式で提出される中間書類の受理及び処理を受付けています。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/JP の詳細を含む更新された通知は、2016 年 10 月 27 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

フィンランド特許登録庁

受理官庁(RO/FI)としてのフィンランド特許登録庁(PRH)は、2017年1月1日から、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して提出される電子形式での国際出願を受理しないことを国際事務局 (IB) へ通知しました。RO/FI は ePCT-Filing (ePCT 出願) 又は EPO オンライン出願を利用して提出される XML 及び PDF ファイルも受理することにご留意ください。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/FI の詳細を含む更新された通知は、2016 年 11 月 10 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

欧州特許庁

2016 年 11 月 1 日から、出願人は ePCT プライベートサービスを利用して、PCT 規則 89 の 2.2 に基づく国際出願に関する中間書類の欧州特許庁 (EPO) へのオンライン送付が可能になったことに関して、PCT Newsletter 2016 年 10 月号に掲載された情報に加え、そのような送付に関する以下の実用的な情報をご参照ください。

受理官庁 (RO)、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての EPO への全ての中間書類の提出に関して、出願人は該当する場合には RO/EP、ISA/EP 又は IPEA/EP を提出先として選択し、ePCT の“ドキュメントアップロード”機能を利用することができます。ePCT アクション機能を介して国際予備審査請求書を提出する限りにおいて、選択された管轄 IPEA が EP である場合、国際予備審査請求書及びいずれの添付書類も IPEA/EP へ直接送付されます。様式 PCT/IB/368 を使用した、IB を介しての送付にはなりません。

ePCT プライベートサービスを介して RO/EP、ISA/EP 及び IPEA/EP へ提出される書類は、PCT 電子データ交換 (EDI) プロトコルを介して EPO へ送付されます。PCT EDI は、毎日一括してデータをオンラインで安全に送付するサービスであるため、ePCT プライベートサービスでのアップロードの時間から最長 24 時間以内に EPO の電子処理システムにて書類が利用可能になります。書類はアップロードされる時点で EPO により受理されたと見なされ、登録された ePCT ユーザである EPO 職員を含む、国際出願へのアクセス権を持つユーザに対し ePCT プライベートサービスを介して即時に利用可能になります。

ePCT パブリックサービスを利用する場合、書類は国際事務局 (IB) へのみ送付される点にご留意ください。ePCT に参加している受理官庁や国際機関に対する ePCT を介しての最初の PCT 出願及び中間書類の送付を含む、ePCT プライベートサービスの全てのメリットを享受していただくには、電子証明書又は EPO スマートカードを用いて WIPO アカウントの追加認証をする必要があります。詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_getting_started.pdf

電子形式による国際出願の提出に関する EPO の詳細を含む更新された通知は、2016 年 11 月 3 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されました。下記のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

PCT - 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

欧州特許庁及びコロンビア商工監督局

2016年10月1日から、コロンビア商工監督局と欧州特許庁 (EPO) 間での、新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始しました。本試行プログラムでは、ISA/IPEAとしてのEPOにより作成された、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) のいずれかの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第II章) を得たPCT出願に基づき、コロンビアでの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の合意に関する詳細は下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2016/09/a75/2016-a75.pdf> 及び

<http://www.sic.gov.co/drupal/sites/default/files/files/Guia%20de%20Colombia%20PPH%20EPO%202.pdf> (スペイン語)

PCTウェブサイトのPCT-PPH のページは、本プログラムの情報を含み更新されました。下記のリンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

国際事務局の閉庁日及び年末の公開スケジュール

PCT規則80.5に基づく期間の計算に関して、国際事務局 (IB) の2017年1月1日から12月31日までの期間の閉庁日は以下のとおりです。

全ての土曜日、日曜日、及び
2017年1月2日
2017年4月14日及び17日
2017年5月25日
2017年6月5日
2017年9月7日
2017年12月25日
2017年12月29日

なお、上述の日はIBのみの閉庁日であり、国内及び広域官庁は該当しません。他の官庁の2017年の閉庁日は、下記のPCTウェブサイトにて閲覧可能です。

<http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

年末の国際事務局の閉庁日

国際事務局（IB）の2016年12月及び2017年1月の期間の閉庁日は、週末に加え、以下になります：

2016年12月26日（月）及び
2016年12月30日（金）及び2017年1月2日（月）

したがって、IBは2016年12月27日（火）から29日（木）までは業務を行い、2017年1月3日（火）からは平常通り業務を行います。

PCT Information Service（情報サービス）とPCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスクの業務日及び公開スケジュールの情報は、以下をご覧ください。

PCT Information Service（情報サービス）

PCT情報サービスは、2016年12月26日（月）から2017年1月2日（月）まで業務を停止します。業務再開は2017年1月3日（火）午前9時（中央ヨーロッパ時間（CET））です。

なお、当該休暇期間においてもPCT情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。PCT情報サービスは、国際出願の提出やそれに続くPCT国際段階での手続についての一般的なご質問にお答えいたします（個別の国際出願に関してはPCTプロセッシングサービスにお問い合わせ下さい）。詳細は以下のリンク先をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスク

PCT電子サービスヘルプデスクの年末休暇期間中の予定は以下のとおりです。

2016年12月26日（月）：業務停止
2016年12月27日（火）から29日（木）：平常業務（午前9時から午後6時（CET））
2016年12月30日（金）から2017年1月2日（月）：業務停止
2017年1月3日（火）から業務再開し、平常通り午前9時から午後6時（CET）

なお、PCT 電子サービスヘルプデスクは電子形式での出願の準備、提出及び管理目的のサービス（ePCT（<https://pct.wipo.int>）、PCT-SAFE（<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>）、WIPO電子証明書及びデジタルアクセスサービス（DAS）（<http://www.wipo.int/das/en/>））に関する質問を承ります。

公開スケジュール

年末年始の休暇期間において、PCT出願の公開スケジュールに変更はありません。通常通り木曜日（つまり、2016年12月29日（木）及び2017年1月5日（木））に公開され、国際公開のために考慮されるべき変更の受理の期限に変更はありません（それぞれ2016年12月13日（火）及び20日（火）の午前零時（CET）になります）。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は、認証謄本を提出したり提供するよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本をDAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。以下に説明されるように、さらに二つの官庁がまもなくDASサービスに参加します。

モロッコ工商業所有権庁

モロッコ工商業所有権庁は、2016年12月1日から、第1国官庁及び第2国官庁として運用を開始することをIBに通知しました。第1国官庁としては、出願人がそれらの書類が当該サービスで利用可能になるよう特別に請求した場合に、2016年12月1日以降に当該官庁へ出願される全ての国内及び国際特許出願の当該電子図書館からの利用を可能にします。第2国官庁としては、優先権書類を提出する期間が2016年12月1日までに満了していないいずれの出願に関しても、優先権書類がDASを通じて提供されることを許可します。

詳細は下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#ma>

エストニア特許庁

エストニア特許庁は、2017年1月1日から、第1国官庁及び第2国官庁として運用を開始することをIBに通知しました。第1国官庁としては、出願人がそれらの書類を当該サービスで利用可能になるよう特別に請求した場合に、2017年1月1日以降に当該官庁へ出願される全ての国内特許及び実用新案出願の当該電子図書館からの利用を可能にします。第2国官庁としては、優先権書類を提出する期間が2017年1月1日までに満了していないいずれの出願に関しても、優先権書類がDASを通じて提供されることを許可します。

詳細は下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#ee>

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料及び取扱い手数料 (様々な官庁)

PCT手数料表に掲載されているとおり、2017年1月1日から、国際出願手数料、30枚を超える用紙ごとの手数料、手数料表の項目4に表示される電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料及び取扱い手数料の、所定の通貨における、換算額が変更されます。

PCT 出願人の手引 (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/>) の以下の附属書の変更はまもなく更新されます :

- **附属書 C** (受理官庁) : AM, AP, AU, AZ, BH, BW, BY, BZ, CA, CL, CR, CU, DJ, DO, EA, EC, EG, GB, GE, GH, GT, HN, HU, IB, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KZ, LR, MD, MW, MX, NI, NO, NZ, PA, PE, PG, PH, QA, RU, SA, SC, SE, SG, SV, SY, TJ, TM, TT, UA, US, UZ, ZA, ZM, ZW ;

- 附属書 D (国際調査機関) : AT、AU、BR、CA、CL、CN、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV ;
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)) : RU、SG、UA ; 及び
- 附属書 E (国際予備審査機関) : AU、CA、CL、EG、IL、IN、JP、KR、RU、SE、SG、US、XN

BN : ブルネイ・ダルサラーム (インターネットアドレス)

DJ : ジブチ (通信手段、書類を発送したことの証拠)

EP : 欧州特許庁 (電子出願)

FI : フィンランド (電子出願)

HN : ホンジュラス (国内段階移行の要件の概要)

IB : 国際事務局 (手数料)

JP : 日本国 (電子出願)

受理官庁としての日本国特許庁による、2017年1月1日から、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で出願されている国際出願を受理しないことに関する情報は、上述の“国際出願の電子出願及び手続”をご覧ください。

MX : メキシコ (管轄国際調査及び予備審査機関)

OM : オマーン (管轄国際調査及び予備審査機関)

US : 米国 (管轄国際調査及び予備審査機関)

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局 (IB) からの通知ではなく、PCTに基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、“**IRPT – International Register of Patents & Trademarks**” 及び“**IRO – Intellectual Property Office**”からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみです (PCT 第21条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT 第29条に規定されています。

PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者（PCT ユーザ）の皆様、政府又は消費者保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や“苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会”の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報

国際予備審査請求書様式（ロシア語）

国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）のロシア語版が 2016 年 7 月 1 日付けで更新され、下記のリンク先でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed_demand.pdf

PCT 留保、申立て、通知及び不適合

“PCT 留保、申立て、通知及び不適合”の表が 2016 年 10 月 20 日に更新されました。詳細は、上述の“PCT 規則 23 の 2.2(b)及び(e)に基づく不適合通知”をご覧ください。

PATENTSCOPE 検索システム

WIPO 翻訳：新しい技術の組み込み

WIPO 翻訳は、非常に技術的な特許文献を、一般的な使用により近い様式、構文で第 2 言語へ翻訳する、最先端のニューラル機械翻訳技術を新たに組み込みました。これは、過去の技術で開発された他の翻訳ツールをはるかに凌ぐものです。

WIPO はまず中国語、日本語及び韓国語の特許文献を英語へ翻訳すべくこの新しい技術を“教育”してきました（これらの言語での特許出願は、2014 年の世界の出願件数のおよそ 55%を占めました）。そして、ユーザは公衆によるベータテストのプラットフォームにて中国語－英語翻訳機能をすでに試すことができます。中国語－英語翻訳の高水準な正確性は、中華人民共和国国家知識産権局により WIPO の PATENTSCOPE データベースへ提供された中国語の特許文献の 6 千万の文章を、米国特許商標庁へ出願されたその翻訳文と比較することにより行った、ニューラル機械翻訳機能の教育の結果によるものです。

WIPO はニューラル機械翻訳サービスの日本語、韓国語及び仏語の特許出願への拡張を予定しており、他の言語も続く予定です。PATENTSCOPE データベースはインターネットで自由に利用可能な他の翻訳エンジンとも統合しており、円滑に機能する場合は、既存の統計に基づいた言語翻訳技術の利用も継続します。

WIPO 事務局長のフランシス ガリ氏による新しい翻訳ツール技術についての簡単な紹介が下記のリンク先でご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=fL1VCKWKj6U&feature=youtu.be>

また、より詳細な情報が下記のプレスリリース (PR/2016/799)にて提供されております。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0014.html

化学構造検索

PATENTSCOPE に含まれる特許文献の化学情報をユーザが検索可能にする、新しい化学構造検索機能が 2016 年 10 月に導入されました。当該検索機能は特許文献中の化学物質の名称を識別し、特許文献に組み込まれた図面から構造を識別します。当該機能は発明の名称、要約、請求の範囲及び明細書の領域に適用されます。

当該新機能は現在、英語及び独語（1978 年から）で公開された PCT 出願、及びアメリカ合衆国の国内コレクション（1979 年から）についてご利用でき、今後他の言語や文献のコレクションでもご利用いただけるようになります。

詳細は下記のリンク先のお知らせをご覧ください。

http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2016/news_0008.html

当該化学構造検索機能のご利用方法の詳細は、下記のリンク先のユーザガイドをご覧ください。

https://patentscope.wipo.int/search/help/en/chemsearch_help.pdf

パワーポイントプレゼンテーション

2016 年 1 月から 10 月の期間、以下の PATENTSCOPE 検索システムに関するウェビナーが提供されました。

- PATENTSCOPE の概要（2016 年 1 月）
- PATENTSCOPE で利用可能な CLIR 機能の実演（2016 年 2 月）
- PATENTSCOPE の複雑な検索式（2016 年 3 月）
- PATENTSCOPE の簡易及び構造化検索（2016 年 4 月）
- PATENTSCOPE の結果一覧と分析ツール（2016 年 5 月）
- PATENTSCOPE の翻訳ツール（2016 年 6 月）
- PATENTSCOPE の閲覧メニュー（2016 年 7 月）
- IPC 及び PATENTSCOPE（2016 年 8 月）
- 化学構造検索（2016 年 9 月）
- PATENTSCOPE のオプション及びヘルプメニュー（2016 年 10 月）

これらのウェビナーで使用されたパワーポイントのスライドは、下記のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/>

PATENTSCOPE 検索システムに関するウェビナーは今後も行われます。PCT セミナーカレンダー末尾にある PCT ウェビナーの一覧をご参照ください。

WIPO Pearl 更新：新しいインターフェース言語

WIPO Pearl インターフェースは英語、仏語、日本語及びスペイン語に加え、ロシア語でもご利用いただけるようになりました。ユーザは画面右上でお好きな言語を選択できます。アラビア語、中国語、独語、韓国語及びポルトガル語版は準備中です。

WIPOの多言語専門用語ポータルであるWIPO Pearlでは、全てのPCTの10の公開言語における、PCT出願や国内特許文献、及び主要なPCT法律用語から得られた豊富な科学技術専門用語を無料でご利用いただけます。本機能は用語の正確かつ一貫性のある利用を促進し、科学技術の知識を簡単に検索し共有することができます。

WIPO Pearlは下記のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

PCT-EPO ガイドラインの修正

EPO の刊行物である“PCT 機関としての EPO での調査及び審査のガイドライン”が 2016 年 11 月 1 日付けで修正され、下記の EPO ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html>

本ガイドラインは、ISA 及び IPEA としての EPO に対して国際出願を取扱う様々な局面で従うべき実務や手続に関する手順を提供します。

実務アドバイス

PCT 規則 4.17 に基づく申立てが提出されるべきではない状況

Q: 法人の出願人の代理として国際出願を出願しました。国内段階移行の手続を促進するため、国際出願と共に“出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立て”を含めました。当該出願人は現在、他の企業へ当該出願の権利を譲渡しました。当方は記録された代理人のままであり、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録を国際事務局へ要請します。新しい出願人の氏名を含む二度目の申立ても提出できますか？

A: 新しい出願人が元の出願人にとって代わることの事実を考慮するために、PCT 規則 4.17(ii) に基づく出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する新しい申立て（以下：PCT 規則 4.17(ii)に基づく申立て）を提出すべきではありません。これは申立てが国際出願日より前に、又は国際出願日に起こった事態にのみ適用され、国際出願日より後に起こる事態には適用されないためです。

PCT規則 4.17 に基づく申立ては、PCTに基づく実施細則の第 211 号から第 215 号にそれぞれ示されているような、（関連する申立てにより）許可されているいずれかの事項の必要な記載、省略、繰返し及び並び替えによる文言で作成される必要があります。PCT規則 4.17(ii)に基づく申立ての場合には、当該申立てにおいて特定された出願人が、**国際出願日における**、出願し及び特許を与えられる資格¹を有していたことに基づき、申立てがなされます。第 212 号に基づき記載されている事項の記載、省略、繰返し、及び並び替えは、出願人の資格を説明するために必要であるため許可されていますが、“国際出願日における”の文言を削除することは許可されていません。

¹ 出願人が、先の出願に基づく優先権を主張する出願人の資格に関する PCT 規則 4.17(iii)に基づく申立てを提出する場合（例えば、出願人が先の出願を申請した出願人と同一でない場合、又は先の出願の提出以降に出願人の氏名が変更された場合）、申立てには国際出願日における状況も示す必要があります。

したがって、この時点では、新しい出願人が貴殿を代理人として選任する旨の新しい委任状と共に、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録の要請のみを国際事務局（IB）へ提出すべきです。しかしながら、国際出願の出願後、出願人の変更があった場合、いずれの指定（選択）官庁も、PCT 規則 51 の 2.1(a)(ii)に基づき、新しい出願人の出願し及び特許を与えられる資格に関する証拠を要求する資格を有します。それゆえ、国内段階移行時、又は関連する指定官庁により許可される期間内に、上記の申立て又は他の証拠を直接関連する官庁へ提出するよう、要求されることがあります。

出願し及び特許を与えられる資格に関する証拠をどの官庁が要求するかについての情報は、*PCT 出願人の手引* の各国内段階の概要をご参照ください。当該手引は、特別な要件を一覧にしており、要件がある場合には、国内段階移行に関連し満たされるべき要件や、関連する官庁が出願人に要件を満たすよう求めるのかどうか、若しくは、求めがない場合、要件を満たす際に適用する期間を、記載しております。とは言え、いずれの特別な要件も国内段階への移行を行う時点で満たすことを強くお勧めいたします。その方がより効率的で後から要件を満たすことを忘れてしまうリスクを避けられます。なお、当該変更が、変更の記録の要請に従ったものであり、IB からの通知（様式 PCT/IB/306 “変更の記録の通知”）に反映されたものである場合には、幾つかの指定官庁はそのような証拠を要求しないことにご留意ください。

PCT 規則 4.17 に基づく申立ての提出一般に関する詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

- *PCT 出願人の手引*、国際段階（パラグラフ 5.074 から 5.083A 及び 6.045 から 6.050）及び国内段階（パラグラフ 5.003 から 5.005）

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

- 実施細則（第 211 号から第 215 号）

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

- 願書の第 VIII 欄への備考

http://www.wipo.int/pct/en/forms/request/ed_request.pdf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2016年12月号 | No. 12/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

WIPO Pearl 最新情報：インターフェース言語の追加；データベース及び機能の拡充

WIPO Pearl は WIPO の多言語の専門用語ポータルであり、PCT の全 10 公開言語における、PCT 出願や国内特許文献から取得された豊富な科学技術専門用語や主要な PCT の法律用語へのアクセスを無料で提供しています。これらの公開言語間の正確かつ一貫性のある用語の使用を促進し、科学技術知識の検索及び共有を簡単にしています。

WIPO Pearl は下記のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/reference/en/wipopearl/>

インターフェース言語の追加

WIPO Pearl のインターフェースが、英語、仏語、日本語、ロシア語及びスペイン語に加え、中国語及びポルトガル語でもご利用いただけるようになりました。ユーザは画面右上でご希望の言語を選択可能です。アラビア語、独語及び韓国語版は準備中です。

データベースの拡充

専門用語データベースに、WIPO の PCT の言語専門家によって全て入力され検証された 7,000 の新しい用語（最新合計数：127,000）と 500 の新しい概念関連性（最新合計数：17,500）が追加されました。12,500 近くの概念がデータベース上で他の概念と関連付けられ、コンセプトマップ検索でこのような関連性を調べることができます。

新しい機能：コンセプトパス検索

コンセプトマップ検索の新しい機能であるコンセプトパス検索では、ユーザが二つの概念を結ぶ経路（パス）を見つけ、その経路上にある関連する概念を全て確認することができます。当該機能は特にコンセプトマップが広範で複雑である場合に役立ちます。現在開発中であるコンセプトパス検索の強化版では、コンセプトパス（経路）上で発見される全ての用語が PATENTSCOPE へ直接送付され、統合されたキーワード検索において利用されます。

PCT 法律用語

アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ロシア語及びスペイン語での全ての PCT 法律用語が WIPO の PCT 法律専門家による確認と検証を経て、用語の信頼性として最も高い“4”の評価が与えられ、異なる言語での PCT 法律用語の信頼性の高い参照を提供しています。

大学との共同研究

専門用語の共同研究は現在以下の大学と行われています：

- ジュネーブ大学（スイス）
- グルノーブル アルプス大学（フランス）
- テッサロニキ アリストテレス大学（ギリシャ）
- イリノイ大学アーバナ シャンペーン校（米国）

ターミノロジーを専攻している学生がコース課題の一環として、特定の技術分野における専門用語につき、2言語又は3言語での対訳データを提供し、WIPO がそれを検証してWIPO Pearl に収録します。このような専門用語の共同研究への参加に関心をお持ちの大学がございましたら、E メール（wipopearl@wipo.int）にてWIPO までご連絡ください。

PCT 最新情報

AE：アラブ首長国連邦（手数料）

AZ：アゼルバイジャン（手数料）

BA：ボスニア・ヘルツェゴビナ（所在地及びあて名）

CU：キューバ（電話番号、書類を発送したことの証拠、保護の種類、要求する写しの部数、代理人に関する要件、微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定、手数料）

DJ：ジブチ（管轄国際調査及び予備審査機関）

EP：欧州特許庁（国際予備審査機関として行動すべき管轄）

IS：アイスランド（手数料）

KH：カンボジア（一般情報）

PL：ポーランド（出願言語）

RO：ルーマニア（仮保護、手数料）

XV：ヴィシエグラード特許機構（電話及びFAX 番号、通信手段、書類を発送したことの証拠）

調査手数料（エジプト特許庁）

予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料（ヴィシエグラード特許機構）

PCT-SAFE 更新

PCT-SAFE クライアントソフトウェア 新しいバージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新しいバージョン（2017年1月1日付け version 3.51.076.252）が次のサイトからダウンロードできます。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html

この新しいバージョンの詳細は上記ウェブサイトでご覧いただけます。

PCT 関連資料の最新／更新情報

セミナー資料

PCT Newsletter 2016年10月号で掲載された情報に関連し、2016年7月1日発効のPCT規則改正を反映したPCT手続のあらゆる面をカバーするセミナー資料について、英語、仏語、日本語及びスペイン語版に加え、独語版が更新されました。下記のリンク先にて掲載されております。

http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf

PCT出願人の手引：日本語、ロシア語及びスペイン語

PCT出願人の手引の日本語最新版（2016年4月付け）、ロシア語及びスペイン語最新版（2016年8月付け）が、それぞれ下記のリンク先からご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/es/appguide/index.jsp>

韓国知的所有権庁：国際調査の状況に関する新しい情報

韓国知的所有権庁（KIPO）は、KIPO が国際調査機関（ISA）として選択されている場合における PCT 出願の国際調査の状況に関する情報を取得する新しいシステムを導入しました。出願人が当該サービスにて受領可能な様々な状況に関する連絡は以下の通りです。

- ISA は PCT 出願の調査用写しをまだ受理していません；
- 貴殿の PCT 出願の国際調査は実施中です；
- 貴殿の PCT 出願の ISR は作成されました；又は
- 貴殿の PCT 出願は取下げられました。

KIPO が ISA として選択されている場合における PCT 出願の状況の確認には、下記のリンク先をご利用ください。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.pct.status.BoardApp&c=1001&catmenu=ek05_04_01

又は KIPO ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) にて英語を選択し、“PCT サービス” から “PCT 状況” を選択してください。その後、PCT 出願番号と様式 PCT/ISA/202 に表示されている 8 桁のパスワード、若しくは願書（PCT/RO/101）に表示された出願人又は代理人の書類記号を入力してください。

PCT 出願の状況に関する情報は、PCT 出願人のための KIPO の PCT ヘルプデスクとして行動する、ウィーンと米国バージニアにある韓国知的財産センター（IPKC）を通しても取得することが可能です。更なる情報は以下からも取得することができます：

インターネット：<http://www.ipkcenter.com>

Eメール：ipck@ipkcenter.com

発明者への支援プログラム

WIPO は、自らの発明の特許出願を望みつつもその手段を持たない途上国の発明者に対して、

弁理士が無償で支援を提供する、この種のプログラムとしては初のグローバルプログラムを開始しました。コロンビア、フィリピン及びモロッコでのパイロット事業の成功を受けて、WIPOは、世界経済フォーラムとの協力の下、2016年10月17日にジュネーブにおいて発明者への支援プログラムを正式に発表しました。

当該プログラムは、特許保護を促進するため限られた財源しかない発明者や中小企業を支援することを目的としており、製品又は新しいソリューションの商品化、商業化を手助けします。、このような支援がなければ特許取得にかかる法的費用を賄えないであろう発明者に対して、資格を有する弁理士が法的支援を無償で提供することにより支援します。多くの特許出願が、知財弁護士であれば回避を手助けできる手続き上の問題で拒絶されていることを示す研究があります。

当該プログラムに関する更なる情報は、それぞれ下記のリンク先にて、プレスリリース PR/2016/798 又はよくある質問をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0013.html

<http://www.wipo.int/iap/en/faqs.html>

女性発明者に関する WIPO の統計

PCT 出願に反映された女性による発明に関するグローバルな見解を提供する、新たな WIPO の統計がご利用いただけるようになりました。その結果は過去 20 年における女性の出願の割合の改善を示してはいるものの（1995 年の 17%と比較し、PCT 出願のおよそ 29%が現在、少なくとも一人の女性発明者を含んでいます）、当該データはジェンダーの格差が存在し、それに対処する必要があることを示しています。

本研究は、学術機関の女性発明者による出願件数と産業界の女性発明者による出願件数の差や、異なる技術分野間の差及び諸外国間の差を調べています。

当該研究に関する更なる情報は、下記リンク先にて、プレスリリース PR/2016/800 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2016/article_0015.html

また、研究結果の詳細は、下記のリンク先にて、WIPO の “Economic Research Working Paper No.33” をご覧ください。

http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_econstat_wp_33.pdf

実務アドバイス

出願人の変更がある場合の譲渡書類の提出

Q: PCT Newsletter 2016 年 11 月号に掲載された実務アドバイスに関連しての質問ですが、国際出願日後かつ国内段階移行前の、出願人の権利の他の企業への譲渡について、PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録を国際事務局へ要請する際に、譲渡書類を提出する必要がありますでしょうか？

A: PCT 規則 92 の 2 に基づく出願人の変更の記録の要請が記録された代理人によりなされる場合、記録された代理人を選任する、新しい出願人により署名された委任状が要求されます。ただし委任状がまだ提出されていなかった場合でも変更は記録されます。変更のさらなる証拠、例えば譲渡書類は、これらの状況においては通常、国際事務局 (IB) に要求されることはありません。

しかしながら、出願人の変更の記録の要請が願書にまだ記録されていない新しい代理人によりなされる場合、出願人の変更及び代理人の変更が記録されるためには、譲渡書類の写し (つまり、記録された出願人による、出願人の変更に対する同意書)、又は出願人の変更を裏付ける他の証拠書類が、当該要請、及び新しい出願人により署名された新しい代理人を選任する委任状と共に提出されなくてはなりません。当該変更はそれらの書類が受理されるまで記録されません。

上述の最初の状況のように、譲渡証や出願人の変更に効力を持たせる他の書類が IB により要求されない可能性がある場合であっても、指定 (又は選択) 官庁は、PCT 規則 51 の 2 に基づき、国内段階移行時、又は国内段階移行後関連する指定官庁により指定された期間内に、国際段階で要請されたいずれの変更に関しても、所有権の証明や出願の所有権の移転などの追加の証拠又は書類を国内段階において要求する資格を有しています。したがって、いずれにしても PCT 規則 92 の 2 に基づく要請と共に IB へ譲渡書類の写しを提出する方が、出願人にとってメリットがあるかもしれません。そうすることで譲渡書類は国際出願の一件書類に含まれ、出願が公開された後は、指定官庁 (及び他のあらゆる者) は PATENTSCOPE にて当該書類を利用することができます。

譲渡書類の写し又は他の何らかの証拠をどの官庁が要求するかについての情報は、*PCT 出願人の手引* の各国内段階の概要をご参照ください。当該手引は、国内段階移行に関連し満たされるべき特別な要件がある場合にはその要件を一覧にしております。

ある発明の権利が国際出願日より前に又は国際出願日に他の出願人へ譲渡される場合、大抵の官庁は、譲渡書類の写しの代わりに、PCT 規則 4.17(ii) に基づく出願し及び特許を与えられる出願人の資格に関する申立てを受理することにご留意ください。しかしながら、国際出願日より後に起こる変更に関しては、そのような申立てを提出することができないことを想起してください。

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請は、優先日から 30 ヶ月の満了前に IB が受理する必要がある点にご留意ください。当該期間の満了後は、どのような変更の記録も、適用される国内手続きに基づき、関連する指定 (又は選択) 官庁へ直接要請される必要があります。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧